

議事日程第2号

令和3年12月7日（火曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～7番）

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 各務 元規
民生部長 小木曾 昌文	建設部長 鍵谷 和宏
企画調整 担当参事 中井 雄一郎	教育参事兼 学校教育課長 筒井 幹次
総務防災課長 古川 孝	企画課長 山田 敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 渡辺 一直	税務課長 金子 文仁
住民環境課長 石原 昭治	保険長寿課長 大久保 嘉博
福祉課長 日比野 浩士	農林課長 高木 雅春
上下水道課長 可児 英治	建設課長 中村 治彦
会計管理者 丸山 浩史	生涯学習課長 日比野 克彦

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土谷 浩輝	議会事務局 書記 大脇 敬之
--------------	-------------------

開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

1点、ジャーナリストの井澤宏明様より、撮影の依頼がありましたので、これを許可します。本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

なお、早川均亜炭鉱廃坑対策室長は、本日の会議に欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 伏屋光幸君、7番 安藤雅子さんの2名を指名します。

一般質問

議長（高山由行君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受付順序に従って発言を許します。

なお質問、答弁とも簡潔明瞭にされるようよろしくお願いします。

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

さきに通告をしておきました一般質問について、これから質問させていただきたいと思いますが、一部その前提になるお話を少しさせていただいて、本題の今日2問質問に入らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、本町においては、平成28年3月に御嵩町公共施設等総合管理計画、以下これを総合管理計画と言いますが、これを策定し、公共施設等の更新費用を把握するとともに、財政推計や人口推計を基に、本町における公共施設等の将来のあるべき姿を検討していくための基本方針を策定しております。それに基づいて御嵩町公共施設個別施設計画を策定しておりますが、これにつきましては施設ごとの老朽化の状態や利用状況等を整理した上で長寿命化や更

新等の対策を実施する際の優先順位の考え方を明確にするとともに、総合管理計画で示した基本方針に基づく必要な対策について講ずる措置の内容や実施時期、対策費用の概算等を施設ごとに整理し、計画的な維持管理、更新等の推進を目的として策定されております。

この本計画、いわゆる個別計画につきましては、御嵩町総合計画を上位計画として国のインフラ長寿命化基本計画で示された個別施設ごとの長寿命化計画に位置づけております。また、第5次御嵩町総合計画の実行計画及び第7次御嵩町行政改革大綱の実施計画とも連携を図るものとされております。

総合計画、総合管理計画におけるこの分析から、公共施設等の保有量の適正化を図っていく必要があることから、今後のまちづくりの方向性を踏まえつつ、施設の大規模改造や建て替えが必要な場合、事前に以下に示す基本的な考え方にに基づき、施設の方向性を総合的に検討する。これが基本的な方針でありまして、特にその以下に示す基準というのは保有総量の適正化、これは人口減少や人口構造の変化に伴う町民ニーズの変化、財政状況や費用対効果などの面から総合的に検討を行い、大規模改造や建て替え時の場合に施設保有総量の適正化を図るということでもあります。

もう一つは、既存施設の有効活用ということで、新たな機能が必要な場合には原則として新規施設の整備ではなく、既存施設の用途転用や空きスペースの活用、仮設施設のリース、必要最小限の増築工事等により対応をすべきである。

そして、3つ目、最後でありますけれども、ライフサイクルコストの削減ということが上げられております。このライフサイクルコストの削減というのは、施設の建設に伴い、必要となる設計、建設から維持管理、修繕、解体、処分までの総コストが財政運営と一体的であることを踏まえ、こうしたコストを削減するための施設の建設や大規模改修等を行う際には、次のようなコスト削減に取り組む必要がある。

1つ目は、必要な機能に対応する必要最小限度の規模、これを整備水準にする。2つ目に、維持管理の労力が最小限となる管理しやすい施設となるように設計を行う。3つ目に、省エネルギー化の推進等により光熱費の節約を行う。こういうことで、建物の更新等につきましては、町は基本方針を示しております。

今回、本町は建て替え再整備ということで、この個別計画の中では、本町の建て替え計画は27億7,700万円を見込み、これは平米単価40万円という記載の中で積算され、さらにその整備を含めた費用として想定されておるものであります。

そこで、御嵩町の人口推計、これは平成32年に、御嵩町の総務部の企画課が推定しております人口推計としては1万7,782人を想定し、これが2025年（平成37年）には1万6,936名で1万7,000人を切るということで、人口の減少が徐々に進行していく過程を示しております。

そして、御嵩町は、現在所有する公共施設全体を今後 40 年間の全ての施設を維持しようとする構想の中では、統廃合も途中当然入ってくると思いますけれども、40 年間で約 300 億円更新費用がかかる。年間平均にすると 7 億 5,000 万円程度になります。こういう推計というものを御嵩町は上げております。

こんな中で今回施行されてきております大規模な庁舎建設と、大規模プロジェクトを推進していくということが今日問題になっておりますけれども、令和 3 年度の御嵩町の当初予算概要を見ますと、御嵩町は依存財源が約 48 億 7,000 万円、そして自主財源が 31 億 5,300 万円、トータルで 80 億円余の当初予算の比率を持っております。その中で大事なのは、基金会計と債務の関係であります。御嵩町は基金会計が 44 億 3,900 万円、そして町債等、現在債務につきましては、これは令和 3 年度末見込みでは 60 億 9,800 万円ほどの計上ということで、私どもは資料を頂いております。

この令和 3 年度の予算編成の体制の中で、今一般経費が 60 億円余かかっておりますので、投資的経費というのは極めて少ないわけですが、その投資的経費の大部分が庁舎建設に向けられておるといような実情があります。私どもは、この今日の財政状況を踏まえながら、今後の対策というものを本当に真剣に見直しをかけながら協議をしていく必要があるというふうに思っております。

そこで、特に地方債等につきましては、臨時財政対策債、その他地方債、一般債でありますけれども、これらを含めて全体の債務の中では臨時財政対策債というのが約 64% を占めておると。金額に直すと 34 億円程度でありますけれども、こういう町債を、負債を抱えながら、公債を持ちながら今後建設計画に向けて資金造成という点では、非常に難しい状況が出てくるのではないかなというふうに思っております。

私どもは、11 月 12 日に議会は町執行部から総額予算の提示、おおよそのぐらいかかりますよという提示を受けました。そのときは、基本計画の中では 43 億 4,700 万円という金額が、建物建設については示されておりますけれども、それ以外に基本設計から基本構造、そして木材調達等含めて約 20 億円弱の金額を換算して、トータルで 63 億円ほどになりますよという説明書を頂いております。

その内訳でありますけれども、基金が 11 億 3,800 万円、地方債が 47 億 9,800 万円、国庫補助金が 2 億 1,200 万円、一般財源が 3 億 2,500 万円、トータル 64 億 7,380 万円。これが資金として提示され、その中には庁舎のみならず、児童館の建築費も含まれております。しかし、毎回毎回その総額というのが変わってきておる。そして、今日頂いた資料でありますけれども、これを見ますと庁舎整備関連 78 億円、こういう資料を今朝頂きました。一体どこまでこの金額がかさんでいくのか……。

議長（高山由行君）

谷口議員、すみません、途中でちょっと切って申し訳ないですけど、その資料は谷口議員が求めたものじゃないですので、そこの今の時点で資料を出すのは不適切だと思います。

それと、前段はある程度の話は許しますが、少し長いですので、本旨にできるだけ早く入ってください。

12番（谷口鈴男君）

分かりました。ありがとうございます。

しかし、今朝頂いた資料である以上は、これを使おうとは思いません。しかし、こういうものを今朝頂いたということは事実でありますので、議長の御指摘のように取りあえず受けます。

そこで、そのような状況の中で、今回通告をいたしました私の質問内容に移らせていただきます。

新庁舎建設につきましては、今まで何人もの議員が関連した質問をしております。その中で、私も前回、第3回定例会にて財政負担の平準化と題して質問をさせていただきました。そのときの町長の御答弁は、財政負担の平準化をするのであれば、1つの事業を終えたら次ということは数十年かけてやっていく計画になる。数十年かけてやらなければ財政負担の平準化にはならない。数年だけでは地方債の返済時期が重なってくるので意味がない。大きな事業を実施させていただけるのであれば、将来世代に残してもいい借金というものもある。行財政の場合、50年間分の庁舎建設をするのであれば、次の世代に多少は負担を背負ってもらってもいいということでありました。次世代に負担を残し、背負ってもらっても新庁舎建設等を急務として実施しなければいけないのか。一度振り返ってみる必要もあるのではないかなと思っております。

減災・防災を目的としているのであれば、防災コミュニティセンターの利活用、町民ホール建設等については、近隣中央公民館である中公民館、他の地区には出張所機能を持った公民館等が配置されております。これは前回の質問の中でも触れておりました。公共施設の統廃合など何も検討されずに、盲目的に新庁舎建設ありきで進めていくことによって行財政運営が大変厳しくなることは容易に想像できるものであります。

前回の御答弁を引用させていただければ、新庁舎建設事業は基金を取り崩し、地方債発行により将来負担比率は財政シミュレーションにより107.9%になると推計している。果たしてこれからの行政運営は、こんなに楽観的に考えていいのかどうか。この大きなプロジェクトに対する懸念というのは、前回私にいただいた町長側の答弁では十分にそれを拭い去ることはできません。

新庁舎建設をこのまま進めていくことで、住民サービスの低下だけでなく、御嵩町の行政運

営そのものが危機を迎えるような事態というものは本当はないのか。また、町長がおっしゃるように、次の世代に背負ってもらうことになるのではないのでしょうか。

そこで、現在事業を進めていく中で、御嵩町の事務所の位置を定める条例改正の予定。これは、以前山田議員が質問をされまして、そのときの回答は承知の上であえてまた出しております。庁舎位置の決定はいつされるのでしょうか。御嵩町の事務所の位置を定める条例改正は、いつこの場に上程されるおつもりでしょうか。

新庁舎が竣工した後に条例改正の上程をもしするとするのであれば、それでは民意が反映することなく議会の追認を求める形になってしまいます。いたずらに立派な箱物ができてしまった後に条例改正の審議をしても、これは意味を持たない。私としては、早めに庁舎位置の条例改正を上程していただき、新庁舎建設そのものを含めた審議を深めていくことがあってはいいのではないかというふうに思っております。

これまで各種委員会へ諮問し、意見を聞いたとか、パブリックコメントを実施した、こういうことは現在の状況とはかなり異なってきております。それを現在の民意の反映と考えるのは、若干詭弁ではないかというふうにとらざるを得ません。財政負担につきましても、深く審議検討しておりませんし、民意に財政負担の状況などはほとんど届いておりません。これは、議会に対しても同じことが言えます。

そこで、民意を反映する手法として、住民投票という手法があります。新庁舎建設に当たり、住民投票を実施した自治体は、全国に数多くあるのも事実であります。本町は、平成9年6月22日、全国で初めて産業廃棄物処理についての住民投票を実施したという歴史、実績、誇りがあります。その本町が、このような大規模プロジェクトに対して民意を問うということは、決して難しいことではないと思います。住民投票の先駆者としてその姿勢を再度全国に示すことは、地方自治の本旨、理想像そのものではないかと思えます。

今後、庁舎建設を進めていくに当たり、いま一度立ち止まって考え直す。財政的なことも含めて慎重に判断する。民意を問う。深く審議していく。全てをさらけ出してもう一度シミュレーションをしてみるなどが必要ではないかと思っております。

私からの質問は2点です。

1点は、地方自治法第4条に規定する御嵩町の事務所の位置を定める条例の改正は、いつ上程の予定でしょうか。

2点目、新庁舎建設計画の是非について、これは現計画の是非について民意を問うための住民投票の実施のお考え方はお持ちでしょうか。

この2点であります。よろしく御回答をいただきたいと思えます。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

最初に、総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

おはようございます。

それでは、谷口議員の御質問に町長が御答弁を申し上げる前に、新庁舎の位置条例について少しお時間をいただきますので、よろしく願いいたします。

地方公共団体の事務所の位置に関する規定は、地方自治法第4条で定められており、第1項で位置条例の制定義務、第2項で住民の利便の考慮義務、第3項で議長も議決に加わり、3分の2以上の同意が必要な特別多数議決について規定しています。

今回の御嵩町のように新庁舎移転を行う場合は、この規定に基づき、条例で定めることとなります。一般的に私どもが行政事務を進める場合は、法令に基づいて手続を進めることとなりますが、法令の解釈や運用に間違いがないようにするために、行政実例や事務提要进行を参考にしながら進めています。

御質問いただきました事務所の位置変更の条例の制定時期についても、地方自治関係実例判例集や議会運営事務提要进行に参考例がございます。そこには、事務所の位置を変更するための条例の制定時期については、新事務所の建築着工前とするか、あるいは建築完了後とするかはいずれでも差し支えないものであるが、この条例は予算を伴うものであるため、建築に必要な財源について適確な見込みが立たない時期にこれを制定することは適当でないと思っております。

実際、近年における東海エリアでの条例改正について調べた事例では、建築に必要な財源の審議前である基本計画や基本構想の段階で議決したのは、岐阜市と垂井町の2自治体で、北方町、新城市、設楽町、いなべ市の4自治体は、全て移転直前に議決しています。

このように、周辺の事例からしても、市町村の事情によって改正のタイミングにはばらつきがありますが、事務提要进行にあるとおり、建築に必要な財源についての見込みが立たない時期は適当でないことからすると、新庁舎の建築予算の議決が最も重要であり、その後であれば建築着工前でも着工後の移転前でも問題がないと考えていますので、よろしく願いいたします。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

議長（高山由行君）

続きまして、町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

今日は、比較的暖かい日だったなということを感じておりますけれども、谷口議員、ほかの議員の皆さんにも真摯にお答えをしていきたいと思っております。

前段が非常に長かったわけですが、多少私も言いたいこともありますので、述べさせていただきます。

平成7年7月、谷口議員と私は同期として御嵩町議会議員となりました。初登庁したのが7月の終わりだったと思いますが、そこで最初に渡されたのが予算書と議員必携であります。その他のものもございましたけれど、最も大切なものはこの議員必携と予算書であるというふうに思いました。その上、家に持ち帰りまして議員必携などを読んでみると、珍しく家で勉強したわけではありますが、初めてだったと思います。議員必携については、私が自分の常識で考え発言し行動すれば、そこに外れるようなことはない。法的な理解も仮にしておらなくても、私の基準とする法的基本というものをきちんと守れば、そこから逸脱することはないということとはよく分かりました。常識的な言動をするということでもあります。

非常に問題だと思ったのが、予算書であります。比較的理解しやすかったのは、歳出の部分でありました。これは、何をやったから幾ら要ったという結論ですので、ざっくりと数字がきちんと載っておれば理解はできるわけでありましたが、難解であったのは歳入であります。どういうところからお金を得ているのかということがさっぱり分からない。歳入のところにいるいろいろ書いてあります。国・県、そして自前のというようなことで書いてあるわけですが、全く分かりません。私、ちょっとショックを受けたのは、私も会社の決算というのはずうっと見てきましたので、ある程度理解できるというふうに思っていましたし、いろんな役もやらせていただいていたので、単式簿記の各回の決算等々も予算も分かっているつもりでしたけれど、行財政については全く分からないというのが1年生議員、1か月ぐらいの間でもそのままでありました。

後に町長になって思うに、職員の中でも多分財政の経験をしていないと全部が全部分かっている人間はいないなというような感想を持っております。その時点で思ったのは、まず自分が分かっていることが分かったのはよかったなと思いましたが、このまま財政に切り込んでいくと大恥をかくことになるというふうにその時点で思いました。目についた行政の無駄遣いは指摘をし、随分改めていただいたこともありますけれど、行財政本体に切り込んでいくということは私の力ではできないと、そういう決意みたいなものをしました。分かってからきちんとしようというふうに思いました。

まず私が知るべきことは、行政が1年間何をやっているかも知らない、そういう状態でありました。事業のいわゆる実施は、歳入としてどのような仕組みがあるのか、これを一つずつ理解していかないとこれは無理だなと。国民健康保険、仕組みが分からない。介護保険、仕組みが分からない。老人保健、分からない。そういう状況でありました。これは谷口議員も一緒だったと思います。

町長になってから、情報の質も量も多くなったので、ほぼ現段階では理解できるという状況になっております。私が、谷口議員に、議員の皆さんにちょっとこの際だから行財政の仕組みの勉強をしてくれませんか。この12月議会が終わってから、行財政の仕組みについて勉強をしていただくという機会があるようですので、担当者には何も分かっていない人たちに説明するその覚悟でやりなさいということは指示を出してありますし、分かりやすいグラフなどを作ってそれを示して議員の皆さんに理解していただけるように、仕組みを頭の中に入れていただけるようにするという指示はしてあります。

以前の私の説明が言葉足らずであったかもしれないということで、勘違いがあったとしたら、それは説明の仕方が悪かったんだろうと思いますけれど、将来負担比率107.9%は平成21年、御嵩町の一番負担比率の高かった時代のことを言っています。平成21年であります。実質公債費比率13.4%というのは、平成22年、翌年の最悪が13.4%でしたので、庁舎関連を計画するときに、この数字は超えるなというのが私の指示です。これは、前町政、柳川町政の最後5年間で、その仕組みの中にあるわけですが、5年間は金利だけを払いなさいと、5年たったら元金の返済を始めなさいということでありました。

私が町長になったのは平成19年、そこから5年据置き、元金の返済が始まる借金が多くあった。そして、毎年毎年そういうものが発生してきて、私は当時の議員の皆さんには5年待ってくれということをお願いした。5年たったら必ず身軽になるからということの説明してきました。プライマリーバランスを守るんだということで、1年1億円前後の借金しか許さないということでやってまいりました。5年かからなかったんですけど、徐々に元金が減っていくとローン返済というのは軽くなってきますので、金利が少なくなってくる。それで何とか逆に貯金ができるようになったと。ただ、この5年据置きの借金については、私がしたものではありません。柳川町政でしたものです。私は返すだけです。将来の負担といえばそういうことかなと思うんですが、私はそこまでの負担はさせるつもりはございません。

以下、まだまだ言いたいことはありますけれど、仕組みを覚えてくださいというのは、先ほど谷口議員が臨時財政対策債34億円あると。これも以前から説明をしてきたと思いますけれど、これは国が借金をする肩代わりで地方債として借りている。34億円に関しての元金も金利も国がくれるお金です。国が代わりに全国の市町村に借金しておいてくれ、国が全部返すからという約束で始めた借金ですので、これも地方債ではありますけれど、御嵩町が責任を負わないといけない借金ではないと。そういう仕組みをきちんと理解していただかないと、庁舎関連の財政計画というのが理解できなくなってしまう。そういう感覚でお聞きになっていただければいい。30億円が残りということになっておるわけですが、これでも地方交付税で対応していただける額がかなりの額がします。ですから、将来負担比率というのが、御嵩町は借金よ

り貯金のほうがうんと多いという数字が出てくるということでもあります。その辺りの仕組みをきちんと覚えていただけたらと思います。

事務所の位置についてであります。先ほど各務総務部長が申し上げたとおりであります。現段階で私が思っているのは、用地取得後、整備ができた後、印刷物であるとか表示板とか、いろんなものの関係も生じてくる可能性がありますので、建築の着工直前ぐらいが最も望ましいのではないのかなということを思っております。これは議会と相談をしながら決めていけばいいことでもありますので、あまり早くする必要もなければ、直前だとそういう意味では困ってくるということもありますので、ぜひその辺りについては御理解をいただきたいと思っております。

住民投票についてお答えをいたします。

答えは、先に申し上げておくと、現段階では実施するつもりはございません。同期の谷口議員、この住民投票でも本当に我々は苦勞したと思っております。非常に危機感を持ちながら、危険も感じながらやってきたわけでありませうけれど、こういうものには積み重ねていく、積み上げていくものが必要。庁舎、やりましょうよという決定というのは、そのつもりで我々は取り組んできた。

事の発端というのは耐震化です。この庁舎は、意外にもろいということが設計士の判断で、倒れますよと言われた。ならばということでもあります。そういう意味でも、特別委員会を設置していただいて議論の末、全会一致で場所について現在計画中のあの位置に決めていただきました。10億円もかければ、これも耐震化できるでしょうけれど、1年半ぐらいプレハブ暮らしになります。そこで、議会も開くということになってきますけれど、非常に利便性が悪いですし、プレハブに1億8,000万円から2億円。今買おうとしている土地は2億円ぐらいで買うことができます。それを考えたら、そうむちゃくちゃな選択をしているわけではありません。プレハブは、工事が竣工したら撤去されて何もなくなる。そういうものになります。

細々とした質問は、いろいろ議員の皆さんからも既に受けて、私は答えているつもりです。で、そう物事を隠したりはいたしません。私や、谷口議員が本当に何を決意し、どうやって住民投票に向かっていったのか。これは、日本の民主主義というのは間接民主主義を取り入れております。選挙で選ばれた有権者の代表が、有権者の代わりに代表として議論をし、答えを出していくという民主主義です。そういう意味では、有権者との信頼関係は必ず必要となります。逆に、住民投票というのは直接民主制であります。直接選挙で選ばれた、例えば私のような立場、柳川さんのような立場というのは非常になじみやすい部分があります。たった1人直接選挙で選ばれるわけですから、テーマが幾つあったとしても住民投票で確認するということは、しやすい立場でございます。しかし、代表である議員、議会とは、なじまないものである。どうなじませるかということでもあります。私たちが苦勞したのは、そのどうなじませるかとい

うことであります。

過去、谷口議員も私と一緒に、これについて徹底議論をした上で、ここを決めました。柳川前町長が、平成9年1月に住民投票条例の審議をするということにされました。ならば、間接民主制である私どもが、議会が何をすべきか。ただ無為無策に、そのときの流れで住民投票を認めたというだけでいいのかということ徹底議論したはずであります。それによって、今この12月です。1月に住民投票の審議に入りますよね。1月に議会としての答えを出そうと、間接民主制での責任を果たそうということにしました。その上で、議会として住民投票をできるようにしていこうじゃないかというのが、私たちまだ新人議員2年目に相談したことであります。

反対決議を議員発議でやりましたので、発議者は小栗均議員であります。結果は、反対ということに賛成だった、ちょっとややこしいんですが、反対に賛成は議長を含めた清流クラブ10人、そして議長を除いて反対に反対、反対することに反対だという方は7人ということで、過半数で反対という答えが出ました。私たちの当時の決意は、これを住民投票に諮って答えがねじれたらどうするということであります。住民の代表として出てきている以上、議会で反対としたんだけど、賛成のほうが多かったらどうする、議員を辞めましょうよと。清流クラブ全員その覚悟をして議決に諮ったということであります。非常に筋の通った民主主義を実現したと私は思っています。柳川さんは、後でいいよと、6月に住民投票が済んでからその結果に合わせて決断しろよというようなことをおっしゃったんですが、それはできませんよと随分議論をしたんですけれど、議会のあるべき姿でやったということであります。

実は、これをきちんと分析してくれた方が、当時の立教大学の新藤教授でありました。御嵩町は、今の間接民主制をきちんと重んじた上で住民投票を行った。御嵩町の住民投票は確認型のものだということで大変高い評価をしていただきました。よく私は、かつての産廃問題について、これは環境問題ではなく地方自治の問題だというのは、そういう議論を尽くしに尽くした上での実現であったからであります。そういう意味では、現段階では私は間接民主制である議会の皆様が一つずつこれまで決めてきてくれたことを大切に、信頼しておりますので、庁舎関連についての住民投票をするということは現段階では考えておりませんということで、よろしくお願いいたします。

[12番議員挙手]

議長（高山由行君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

御答弁ありがとうございました。

まず1点目の問題でございますが、庁舎移転についての条例改正、これにつきましては、特にこれといった定めは、総務部長が言われるようにこれは定めはございません。ただ、今回提案をさせていただいた理由というのは、やはりもう一度よく検証をし直すために、その位置決定については、私は別に反対はしておりません。一応、議会の特別委員会のほうが本当に慎重を期して、長きにわたって検討をして決定していただいた土地でありますので、そこについては反対しておりません。ただ、この位置決定、いわゆる条例改正を行うということを契機にして、もう一度場所も含めて検証する、しっかりした検証をすべきじゃないかという若干の思いがあったものですから、ただその辺のところをあえて山田議員の二番煎じでやらせていただいたというのが本音であります。

それから、もう一点であります。住民投票、これは町長おっしゃるとおりです。私どもは一緒にやってきた歴史を持っておりますので、全くそのとおりでありますけれども、一番大事なことは、なぜ今私が住民投票にかけたかどうかというふうに発言をしたかといいますと、この庁舎の建設に関する議論が起こってからある程度、まだ数十年たっておりません、数年でありますけれども、かなり状況が変わってきておる。そういう中で、この大プロジェクトとなる庁舎移転について、住民の理解と同意というものはもう一度確認する必要があるんじゃないかなど。本当に今想起されておる規模で、まだ総額が決定されない、しかし膨大な費用がかかる。そういうものであれば、もう一度しっかりと住民に支えていただけるようなプロジェクトの推進をすべきだと。そういう視点から、住民同意をきちっと取る最善の方法というのは、そういうものではないのかということで提案をさせていただいたというのが事実であります。

しかし、これをあえて住民投票を今やらなきゃいけないということを強調するつもりはありませんけれども、本当に住民の皆さん方の町政に対する信頼と同意が必要であるという、そのぐらい重要なプロジェクトの推進であるということの認識を私ども議会も執行部も持つ必要があると。そういうところにやはり一番注目をさせていただければ、私の質問の価値はあるというふうに考えます。

町長にお伺いしますけれども、今後さらにこのプロジェクト推進のために住民啓蒙と情報開示、これ非常に大事なことだと思うんですが、今後どのような形でそれをされていかれるのか、一言お願いしたいと思います。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

お答えをいたします。

1つ、答弁漏れではありませんけれども、財政については後ほど福井議員から細かな質問をい

ただいておりますので、そのときにお答えをさせていただきたいというふうに思います。

現在の住民への周知については、最近初めて財政問題という言葉がどこからか出てきたと。私はそのレベルで今は見えています。住民からは、意外に反対の声はなかった。残念なのが、この2年間コロナ禍で人に集まっていたら話をする機会がほとんど持っていない、全く持っていない。パソコンを通じて、インターネットを通じてということはやっておりますし、町報を通してやっているとかはありますけれど、やはり対面して説明をすることとは随分違いますが、議会の皆さんが考えている以上に行政は本当に細心の注意をして、行政が集まってくださいといったもので集団感染などを起こしてしまったら大変なことになるということがありますので、かなり真剣にみんな取り組んでいます。結果、職員たちも感染しやすいようなところへは行っていませんし、御嵩町の職員から一人も感染者が出ていないというのが今回のコロナについて、御嵩町はどのぐらい真剣に取り組んでいるかということも理解していただきたいと思っています。

いろんな説明会をやりたいところですけど、現段階はちょっと緩やかにできるようになったと思っていますけれど、それがどう推移していくのかということで、注視しながら町民の皆さんには説明をしていきたいと。ただ、以前の計画のときには反対だという人は一人もいなかったなど。私の知っている人なんで、そういうふうを感じるのかもしれませんが、具体的にけしからんと言われたことはありませんので、そういう声をどこから誰がどう出しているのかということも確認をしながら、今後適切に対応していきたいというふうに思っています。

[12 番議員挙手]

議長（高山由行君）

12 番 谷口鈴男君。

12 番（谷口鈴男君）

ありがとうございました。

いずれにしても、やはりもう少しきちっとした、なかなか住民の皆さん方には財政負担等も含めてその情報が行き渡っていない、相当いろんな方々からの不満の声も出ております。ですから、その辺のところを今後さらに留意しながら住民説明に力を注いでいただきたい。

それから、もう一言申し上げておきますけれども、この計画が遅々として進んでいない。農地転用と開発申請許可等も含めてまだ我々が考えておるよりも遅々として進んでいない、こういう状況説明も併せてどこに問題があり、何を是正しなきゃいけないのかということも含めて、やはり情報開示というのは必要であるということから、それも併せて住民の皆さん方に対して説明をしていただければありがたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで谷口鈴男君の一般質問を終わります。

続きまして、1番 清水亮太君。

1番（清水亮太君）

今回は、ICTを活用した教育、いわゆるGIGAスクール構想について質問いたします。

GIGAスクール構想は、児童・生徒1人に対して一端末を実現し、高速ネットワークを整備する計画であり、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させることを目的にしています。

Society5.0時代を生きる子供たちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術などの効率・効果的な活用を求められる一方で、今までの学校のICT環境の整備はあまり進んでおらず、自治体間の格差も大きいといった情勢もありました。

当たり前のことですが、テクノロジーは日進月歩進化しており、それらを活用して常に最適化された効率的な社会であることが理想です。コロナ禍の影響もあり、前倒しとなり、急速に進んだ感じのあるGIGAスクールですが、従来の教育から大きく変化のあった現在が一番大変な時期であるかと思います。設備としては更新されてきてはいても、運用面では常に試行錯誤の連続であることが想像され、教職員の方々の御苦労もあろうかと思います。今日はそういったところを確認していきたいと思います。

まずは率直に、ICTを活用した教育、GIGAスクール構想の現状を質問いたします。

コロナ禍の影響もあり、前倒しされてタブレット端末が購入されて以来、児童・生徒1人に対して一端末が実現されているかと思います。しかしながら、タブレット端末の性能を十分に発揮させるためには、通信環境に加え、アプリケーションソフトなどの附属のものも充実させる必要があるかと思います。

町内の全ての学校でICTを活用した教育のために必要なものは整っているのでしょうか。また、根本的にタブレット端末にすることでどのように学校教育が変化したのか確認したいと思います。

従来の教育においては、教科書、ノート、黒板の板書を中心として授業が展開されていたと思いますが、新たにタブレットを活用することでどのように教育が変化したのでしょうか。また、どのような効果もたらされているのでしょうか。

学校ごとにタブレットの活用状況も違うものと思いますが、ICTを活用した教育の現状はどのようになっているのでしょうか。

タブレット端末を活用した教育ということで、従来の教育からの大転換となっていることを想像していますが、そういった意味では教職員の方々に相当な期待と負担がかかっているかと

思います。従来の学校教育からタブレット端末を活用した授業にシフトさせていくには、本来の教育能力に加えてタブレット端末をはじめとしたデジタル機器に対する知識まで求められることになります。また、そこからICTを活用した教育を行わなければならないとすると、相当な努力を教職員の方々に求めていることになります。教職員の方々がタブレット端末などの機器を効率的に学び、高いレベルでICTを活用した教育ができるように教育委員会としての万全のサポートを行っていただいていることを期待しています。教職員の方々への研修を含めてGIGAスクールの整備だと思いますが、どのような研修を行い、どのような教育を行う能力を身につけられているのでしょうか。

変革が起きれば、同時に問題点も見つかるものと思います。上之郷小学校の運営協議会の一員として、私も授業を見せていただきましたが、やはりというか、児童のタブレット端末がフリーズしてしまう現象も見かけました。これはタブレット端末の宿命ではありますが、教職員が直接対処したり、児童・生徒に対処方法を伝えたりする必要があり、授業の進行に支障を来しかねないものです。

また、教科書、ノートがあったところに新たにタブレット端末が増えたことで、物理的に学習機のスペースが不足に非常に窮屈な姿勢で勉強する児童を見かけました。姿勢が悪いと集中力を欠き、学習の効率も下がりますし、体の成長にも悪影響があるかもしれません。落ち着いて学習するために十分な広さを確保することが課題の一つと感じます。

さらに、元気な子供ならではのかもしれませんが、タブレット端末の破損等は想定されるかと思えます。自分の子供時代を思い返すと、タブレット端末の一つや二つ壊しかねないなと思いましたが、子供たちへのタブレット端末を壊さないようにする教育や物理的な対策など、どのようにされているのでしょうか。

そのほか、ふだん教育現場では様々な課題が見つかっており、その集約を教育委員会で行っているかと思いますが、どういった課題が見つかっていますか。また、課題に対してどのように対応されていますか。

ICTを活用した教育には大きな可能性があると思います。教科書では網羅できなかった学習コンテンツをオンラインで補足すれば、より高度な学びを提供することができ、児童・生徒の個性や能力を大いに伸ばすことができると思います。また、授業や課題の発表でタブレット端末などのICTを活用すれば、より高度なプレゼンを行うこともできます。さらに、オンラインで他校の生徒と交流したり、場合によっては海外ともつながりを持つことも可能です。そのほかにも、私には想像つかない活用方法もあるかと思えます。教育委員会では、ICTを活用した教育の今後の展望、将来像をどのように描いていますか。具体的にどのようなことに取り組みられていくのかをお答えください。

情報社会がより高度になっていくにつれ、インターネットを正しく使うための知識や能力、いわゆるネットリテラシーがより重視されるようになってきています。児童・生徒がインターネットを利用する機会も当たり前ようになってきており、ネットリテラシーを教育することも学校教育の役割になってきているのではないのでしょうか。ネットリテラシーが示す知識や能力というのは、インターネットにあふれる情報の真偽を正しく精査することや、個人情報の取扱い、コンピューターウイルスから身を守ったりと広い範囲を指しますが、児童・生徒を世の中の悪意ある人間から守ったり、知らず知らずに加害者にならないためにはしっかりとしたりテラシー教育が必要であることは明白です。教育委員会として、ネットリテラシー教育についてどのように取り組まれているのでしょうか。

5点質問いたします。

I C Tを活用した教育のために必要なものの整備状況や、タブレット端末の活用状況といったかなり多岐にわたる質問ですが、1点目、I C Tを活用した教育の現状はどのようになっていますか。

I C Tを活用した教育を高いレベルで行うために教職員の方々への万全な研修が必要だと思いますが、2点目、御嵩町ではどのような研修を行っていますか。

I C Tを活用した教育について、現状様々な課題も見つかっていることを想像していますが、3点目、どのような課題が見つかっており、どのような対応を行っているのでしょうか。

I C Tを活用した教育には様々な可能性があるかと思いますが、4点目、御嵩町ではどのような将来像、展望をお持ちですか。

児童・生徒がかなり早い時期からインターネットに触れる世の中となっており、ネットリテラシー教育についても必要になってきています。5点目、教育委員会としてネットリテラシー教育についてどのように指導されていますか。

以上5点、御答弁お願いいたします。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

まず初めに、清水議員の質問の前にG I G Aスクール構想について確認いたします。

G I G Aスクール構想は、2019年（令和元年）12月19日、萩生田文部科学大臣が発表したものです。発表の中で、補正予算案において児童・生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための経費が盛り込まれました。Society5.0時代に生きる子供たちにとって端末は、鉛筆やノートと並ぶマストアイテムです。今や仕事でも家庭でも

社会のあらゆる場所でICTの活用が日常のものとなっています。社会を生き抜く力を育み、子供たちの可能性を広げる場所である学校が時代に取り残され、世界からも遅れたままではいられませんと述べています。そして最後に、子供たち一人一人に個別最適化され、想像性を育む教育、ICT環境の実現に向けて取り組んでいただきますよう心よりお願い申し上げますと締めくくっております。

実は、それまでは2018年から2022年まで教育のICT化に向けた環境整備5か年計画に基づき、3クラスに1クラス分の端末を整備する方向で進めてきたわけです。しかし、1人1台となったため、御嵩町教育委員会では急遽予算要求するとともに、令和2年度、令和3年度と御嵩町ICT情報教育推進モデル校事業を立ち上げたわけです。GIGA（ギガ）はデータ容量のギガバイトのギガではなく、それを参考にして文部科学省がGlobal and Innovation Gateway for Allとしたものです。全ての人に世界的で革新的な入り口をと、学校をそれにしたいと、そういう意味です。

文部科学省がGIGAスクール構想を打ち出した当初は、令和5年度までに1人1台端末と校内ネットワーク環境の整備が中心でありました。しかし、それ以降の新型コロナウイルス感染拡大と全国一斉の休校等の影響でスケジュールの大幅な前倒しが決定され、令和3年度から全国の公立小・中学校で1人1台端末での学びがスタートするようにしたわけです。

それでは、質問1から、町内の全ての学校でICTを活用した教育のために必要なものは整っているのかについてです。

ハード面として1人1台端末は、令和3年2月から整備し、順次運用を開始しています。使用端末はレノボで、OSはWindows10です。11月臨時会での補正予算にて、予備の分と不足分を購入し、令和3年度で予定どおり完全に1人1台端末が実現しました。議員の皆様方の御理解に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。各教室のWi-Fi環境の整備は、令和3年3月に完了しています。

ソフト面として、文部科学省のGIGAスクール構想は、クラウド活用を前提に設計されています。御嵩町では、以下の6点のクラウドが、ソフトが使えるように設定をしています。

1点目は、まなびポケットです。様々なシーンで多様な教育コンテンツを利用することができるクラウドサービスです。

2点目は、Webex Meetingsです。インターネットに接続された端末やスマートフォンでいつでもどこでも会議ができるウェブ会議システムです。

3点目は、マイクロソフトのパッケージ、オフィス365です。ワード、エクセル、パワーポイント、OneNote、Teams、Forms等をクラウドで活用します。

4点目は、SKYMENU Cloudです。カメラ、QRコードリーダー、発表ノート、シングルプレ

ゼン、ポジショニング、電子連絡板、出欠ノート等をクラウドで活用します。

5点目は、Scratch です。プログラミングを学び、問題解決、プロジェクト設計、アイデア交換のための重要な手段を学びます。

6点目は、岐阜県教育委員会作成のG I F U W e b ラーニングです。算数では、小学校全学年の全単元の力試し問題とチャレンジ問題が準備されています。さらに、国語、社会、理科、英語も学習できるようになりました。

なお、各学校で必要なクラウドの活用希望があれば、教育委員会に届けを出して、調査し、認可するようにしております。

家庭でのオンライン学習環境として、端末持ち帰り用のルーターを町で 20 台レンタルし、貸出しを開始しています。

以上のように、現時点で必要だと思われるものについては整えているところであります。

次に、新たに端末を活用することで、どのように教育が変化したのか、どのような効果がもたらされているのかについてです。

教科指導においては、導入では先生の端末から映像や図やグラフ、実験のやり方や注意事項等を大型提示装置に映し、より分かりやすく興味が持てるように活用することが多くなってきました。授業の終末では、アンケート機能を用いて学習状況を瞬時に見届けられるようになりました。また、グループ課題でプレゼンを作って発表したり、デジタル教科書を活用したり、その中にある動画を用いて理解を深めたりしています。ポジショニング機能を活用し、考え方の推移や学級の全体の様子の把握ができています。

例えば、体育ではバレーボールやマット運動など、自分たちの活動を端末で記録し、後で見て課題を確認し、修正していく活動が広がってきました。英語では、教科書のQRコードを読み取り発音を聞いて音読練習を行い、SKYMENU Cloud によって自分の考えをまとめさせ、それを提出させて全体交流に生かしています。小学校では、G I F U W e b ラーニングを活用し、算数などで習熟を図っています。また、その記録は全て残っていきます。

総合的な学習の時間にインターネット検索を活用し、調べ学習を行うことがいつでもできるようになりました。行事などにおける活用では、密を避けるために生徒総会や選挙のときに生徒会室からのライブ配信ということで、各教室の大型提示装置を利用して視聴します。始業式、終業式、全校朝会を校長室からライブ配信を行ったり、オンラインで保育園や小学校と交流を行ったりしています。オンライン参観日も実施しています。

緊急事態宣言中の9月13日（月）から9月17日（金）までは、全小・中学校でオンライン授業に取り組みました。午前4時間授業後、給食、掃除、帰りの会、下校、その後家庭でのオンライン授業1時間程度を実施いたしました。どんな様子であったのか、一部の町議会議員も

参観された上之郷小学校と上之郷中学校について紹介いたします。

上之郷小学校でのオンライン授業の様子は、2年生は音楽の授業、教材「いるかはざんぶらこ」で、三拍子を感じながらリズムを打つものでした。先生が最初のタンを打ち、子供たちは後のタンタンを打っていました。3年生はドリル学習。子供たちはローマ字ドリルや漢字ドリル、計算ドリルを自主的に進め、先生が確認をしていました。6年生は社会科の授業。共通資料を送信し、子供たちは資料を読み取ったことを発表していました。5年生はプリント学習とドリル学習。チャットを利用し、先生から今日の授業の流れが画面に表示されていました。ユニバーサルデザインを大切にした授業でした。4年生は算数の授業。先生が小黒板に問題を書き、その問題について子供たちは答えていました。上之郷小学校は、先生も子供たちもタブレットの扱いに慣れ親しんでいました。1人1台の成果が出ていました。

上之郷中学校でのオンライン授業の様子は、9月13日から17日までは午後のティータイムと名づけて次のようなスケジュールで先生と生徒をオンラインでつないで、午後の学習の充実を図っていました。14時45分から15時までは癒やしタイムとして保健室等から発信し、体操をしたり、音楽クイズをしたりしていました。15時から16時までは勉強タイムとして全部の先生が部屋を立ち上げ、子供たちが訪問し、学習するようにしていました。数学の部屋、国語の部屋、音楽の部屋、社会の部屋、英語の部屋、理科の部屋、保健室の部屋がありました。一部の先生は、自宅のテレワークでの実践にも挑戦していました。16時から10分間は校長先生のお話で、1日を締めくくっていました。

上之郷中学校は、チーム上之郷として全員の先生方の力で午後のティータイムという番組を考案し、子供たちが興味を持って端末を使いこなすことができるように工夫されていました。

コロナ対応における自宅待機生徒、不登校傾向生徒への支援として、共和中学校では Webex Meetings を利用し、授業を配信し、対象生徒は家庭で端末等を用いて授業に参加しました。発言などもできるので、授業に遅れるということはありません。テストも、担任が朝ポストインし、学校の生徒と同じ時間に行えました。また、共和中学校では、岐阜県教育委員会の不登校児童生徒の学習体制整備事業の指定を受け、不登校生徒への適応指導教室クラウドサービスを導入しています。生徒は家庭において好きな時間に自分のペースで学習に参加できるものです。生徒が学習意欲を持って活用できるよう取り組んでいます。先生とメールのやり取りを行うこともできるので、外部とのコミュニケーションを取るためのツールとしても活用しています。

ただ、ここで21世紀御嵩町教育・夢プランの重点施策としてICT環境整備と個別最適化された教育実践を推進しますを上げて、GIGAスクール構想の実現に努めていますので、その中の具体的実践項目4点についての成果と課題について、質問のまとめとして報告いたしま

す。

まず、1点目です。

GIGAスクール構想に基づき、ICT環境を整備し、教職員の活用指導力を向上させ、児童・生徒の情報活用能力及び読解力の向上を図るという点についてです。各学校ともに、ICT活用推進教師を中心に研修を進め、できることから取り組んでいます。日常生活の中で積極的に端末を活用することで、児童・生徒の操作が非常にスムーズになってきました。

次に、2点目は、ICT情報教育推進モデル校事業、指定校は伏見小学校です。他校は協校校としました、を推進し、ICTを活用した教育実践等を深めるです。これについては、学習活動のどのような場面でICTを活用すると効果的なのか、どんな力をつけるためにICTを活用するのかなど、可児郡学校教育研究会や要請訪問などで積極的にICTの活用を推進しています。

伏見小学校については、ICT活用推進教師を中心に全職員がICTを活用した授業に取り組んでいます。11月29日の伏見小学校の御嵩町学力向上推進事業拡大交流会兼御嵩町ICT情報教育推進モデル校事業公開授業には、町長をはじめ町議会議員の皆さんにも御参加いただきました。ありがとうございました。伏見小学校の全ての先生方により、全ての子供たちが生き生きと取り組む授業を公開していただきました。伏見小学校の皆さんには心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

3点目は、緊急時に学校と児童・生徒がやり取りを円滑に行うため、学校からの遠隔学習機能を強化する、また家庭学習のために通信機器整備に努めるです。これについては、例えば上之郷小学校ではウェブ会議システムを活用し、朝の会を実施するなど遠隔学習に向けた体制を強化しています。端末の持ち帰りについては、ルールづくりに取り組んでいます。また、休校等の緊急時において、家庭にネットワーク環境のない児童に対して機器の貸出しができるようにしています。

最後、4点目は、ICTを活用した小学校におけるプログラミング学習の導入等により、情報活用能力の育成に努めるです。これについては、プログラミングソフトScratch等を活用しながら、プログラミング学習の基礎の部分を展開しているところであります。

次に、質問の2、教職員はどのような研修を行い、どのような教育を行う能力を身につけられているのかについてです。

本年度は、委託授業としてICT支援員を派遣し、各学校60分の7こまで420分の研修を実施しています。主な内容は、導入しているソフトのまなびポケットやWebex Meetings、オフィス365のOneNoteやTeams、Forms、またSKYMENU Cloudの発表ノートやシンプルプレゼン、ポジショニング等、学校の希望に応じた内容としています。

伏見小学校を例にすると次のようです。先生方は、学んだことはすぐに実践したくなり、楽しんで活用してくださっています。

6月23日(水)は、SKYMENU Cloudの研修で、授業の開始、資料の配付、画面提示、画面ロックなどを研修しました。6月24日(木)は、SKYMENU Cloudの発表ノートでノートの使い方、活用の仕方、グループワークなどを研修しました。6月28日(月)は、SKYMENU Cloudのシンプルプレゼンで基本的な使い方や授業への生かし方などを研修しました。6月30日(水)は、NHK for School「コマーシャルを作ってみよう」で新たなクラウドの授業への生かし方を研修しました。7月1日(木)は、SKYMENU Cloudのポジショニングで基本的な使い方、活用の仕方などを研修しました。7月2日(金)は、オフィス365のTeamsでチャット機能、アンケート機能の使い方などを研修しました。最後の7月6日(火)は、全体的に便利な機能と使い方などを総合的に研修いたしました。

学校独自の研修としては、学校教育計画の中にICT活用研修が位置づけられ、各学校で年間を通して計画的にICT活用研修が行われています。講師は、ICT活用推進教師や積極的にICT機器を活用し、その便利さを伝えたい教師などが中心となっています。研修の目的は、実際に使ってみて便利さ、効率のよさを知っていただくこと、またICT機器をうまく活用することで児童・生徒と接する時間が増え、働き方改革にもつながるというメリットを実感していただくようにしています。

次に、質問3、端末がフリーズしてしまう現象や端末の破損等に対応する子供たちへの教育についてです。

これまでに修理に出した端末は、上之郷小学校2台、御嵩小学校5台、伏見小学校9台、上之郷中学校2台、向陽中学校4台、共和中学校7台の計29台です。修理に出した理由は、運ぶときや授業中に端末を落として破損した、使用中に内部的な問題で動かなくなった、家庭に持ち帰ったときに破損した等です。破損した端末の予備については、準備がやっと整ったわけですが、それまでは全ての学級が使っている場合ではない空いているところのを借りてきて、IDとパスワードを打てば自分自身の記録がそのまま継続して使えるということですので、学校としては困ったということはないのですが、これからどんどん活用していくということで、1人1台が完全になりましたので、予備もありますので、心配なく使えるなと思っております。

GIGAスクール構想を受け、端末を鉛筆やノートと並ぶ新しい文房具として日常的に活用できるようにしているため、機械であるので、多少の破損は想定していますが、子供たちには壊れたりなくしたりしないよう大切に扱うよう指導しています。タブレット端末の家庭への持ち帰りについてという点については、保護者には端末持ち帰りに関する確認書のルールを守っ

て使用することに同意していただき、確認書を学校に提出していただいています。持ち帰りの際は、ノート等で前後を挟んだ上でランドセルに入れて持ち帰る等、破損防止のため大切に扱うよう指導しています。家庭での適切な利用についてもお願いしているところです。

次に、教科書、ノートがあったところに新たに端末が増えたことで物理的に学習機のスペースが不足、物理的な対策等をどのようにしているかについてです。

実は、平成 11 年に教科書やノート等が A 4 判になりました。そこで、学校の机の天板規格が横 65 センチ、縦 45 センチと一回り大きくなったのです。しかし、学校の教室の多くが 7 メートル、9 メートルの広さのため、40 人学級では机間指導するスペースが狭くなるということで、一部の学校以外はほとんどの学校は以前の規格の横 60 センチ、縦 40 センチの机を使用しています。各学校では、教科書、ノート、筆箱、資料集、ファイル、端末等を全て机の上に置くのではなく、必要に応じて机の中から出し入れするよう指導しています。これは以前から指導していることですが、端末が加わり、さらなる指導が必要です。

岐阜県では、学級編制の基準が、来年度の令和 4 年度は、小学校 1 年生から 5 年生まで、中学校は 1 年生から 2 年生までが 35 人学級となります。令和 5 年度には、まだ計画中ですが、小・中学校全ての学年が 35 人学級となる予定です。そうなれば、横 65 センチ、縦 45 センチの机に随時更新していく学校が増えていくことと思います。しかし、机の中から必要なものを出し入れする指導は必要ではありません。

次に、ICT を活用した教育でどういった課題が見つかり、どのように対応しているのかについてです。

まだまだ始まったばかりですので、これからも課題は出てくるとは思いますが、現在のところでは次のような点です。

端末を活用する子供の目の健康を守ることが大切になってきました。そこで、公益社団法人日本眼科医会が作成した啓発資料を教室等に提示するよう指導しています。デジタル画面を見るときは、目と画面の間は 30 センチ以上、30 分見たら 20 秒以上遠くを見て目を休める、寝る 1 時間前からは画面を見ないなどでございます。

また、オンライン授業を行う際、兄弟同時に家庭で端末を使用すると通信環境が低下する場合への対策や、使えるソフトの補強などハード面・ソフト面の強化に努めていきたいと思っております。

また、引き続き先生方の研修を通して、現在のスペックの中でできることの幅をもっと広げていただきたいなということを思っております。

学校におけるオンライン授業参観については、児童・生徒の顔を映すことについて許可されない保護者も見えますので、ライブ配信の場合は配慮が必要となっております。また、オンデマ

ンド配信の場合では編集に配慮が必要となっています。保護者との連携を密にして推進していきたいと思っています。

タブレットがいじめや差別の道具として使われないように、引き続き人権教育を充実していきます。T e a m s におけるチームは先生のみが作成可能にし、児童・生徒は勝手につくれないようにしています。児童・生徒同士のみチャット機能は使用不可とし、また必要以上の検索はできないようにするなど、不適切に使用されることがないように制限をかけています。しかし、制限をかければ全てよしではなく、基本はやはり人権教育、情報モラル教育であります。

次に、質問の4、教育委員会ではICTを活用した教育の今後の展望、将来像をどのように描いているのか、具体的にどのようなことに取り組んでいくのかについてであります。

これからの学校教育を支える基盤的なツールとして必要不可欠なものであり、日常的に活用できる環境整備が必要であります。ICTはあくまで教育のツールであり、活用自体が目的化しないよう留意していきます。

また、対面指導と遠隔オンライン教育とのハイブリッド化による指導の充実を図っていくように努めます。子供たちの発達の段階に応じ、ICTを活用しつつ、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育等を使いこなすことで、個別最適な学びと協働的な学びを展開していきたいと考えています。

具体的には次の4点です。

第1に、ICTを文房具として自由な発想で活用できるようにし、授業改善に生かすようにします。

第2に、学習履歴（スタディ・ログ）など教育データを活用した個別最適な学びを充実していきます。

第3に、学校の授業時間内で対面指導に加え、遠隔授業やオンデマンドの動画教材などを取り入れた授業に挑戦していきます。

第4に、不登校児童・生徒、障害のある児童・生徒、日本語指導が必要な児童・生徒を支援するためにICTをより活用していきます。以上であります。

最後になります。質問5のインターネットの情報を正しく精査することや、児童・生徒を守るためネットリテラシー教育についてどのように取り組んでいるのかについてです。教育委員会では、情報モラル教育と言っていますので、よろしく願います。

初めに、21世紀御嵩町教育・夢プランにおいて、ICT情報教育の充実として、携帯電話（スマートフォンを含む）やパソコン、ゲーム機等の使用実態を把握し、発達段階に応じた情報モラルの指導を推進すると位置づけています。本年度前期の成果と課題については、次のようにまとめています。

各学校で情報機器についての実態把握を行っています。また、年間を通して計画的に道徳や教科の時間の中で情報モラルの指導に取り組んでいます。テスト期間中にノーメディアを設定したり、1学期はコロナ禍でできていないが、ケータイ安全教室など外部機関と連携して情報モラルについて学んだりできるようにしています。

次に、御嵩町小・中学校教育指導の方針と重点においては、ICT情報教育の重点を、情報社会を主体的、創造的に生きる能力を育てるとともに、ICTを活用し、情報を扱う上でのモラルやマナーを養うとしております。児童・生徒一人一人が技術革新の進展による予測困難な状況に対応した健全な情報活用能力を身につけられるよう、ICTを活用し、各教科及び領域において適切に指導するよう努めています。また、有害情報やトラブルから守るため、インターネットの安全・安心な利用に関する啓発活動を実施するとともに、家庭との連携を図るよう取り組んでいます。

実践項目としては2点あります。

1点目は、本、新聞、テレビ、ICT等様々なメディアから情報を取捨選択し、必要な情報を活用する能力を育てる指導をする。

2点目は、様々な機会を捉え、情報モラルに関する意識を高める指導をする。この2つに取り組んでおります。

御嵩町小・中学校全体の前期の評価としては、実践項目の1点目は達成率81.7%、実践項目の2点目は達成率81.0%で、これは高い評価になっています。

ここで、実践項目2点目の様々な機会を捉え情報モラルに関する意識を高める指導について、各学校の取組状況を紹介いたします。

上之郷小学校では、オンライン参観日に情報モラル講話を位置づけ、保護者にもスマホ、携帯の安全な使い方について考える機会を設けた。全学年に情報モラルアンケートを実施。3年生以上に、スマホ・ケータイ安全教室（オンライン）を実施。教育委員会からの啓発リーフレットを基に指導。

御嵩小学校では、全学年が学級活動で情報モラルネットの使い方を指導。高学年に向けて、夏休み前にネットキャラバン講座等により、情報モラルに関する指導をした。まだまだ理解できていない児童も多く、保護者への啓発や低学年からの指導を積極的に行っていく。

伏見小学校では、様々な機会を捉え、情報モラルについての指導をしている。道徳では、メールのマナー、ルールを学んだ。タブレット使用のルールや持ち帰り時のルール、チャットに書き込む言葉の使用ルール等、学年の発達段階に合わせて指導をしている。

上之郷中学校では、全体でSNSの使用の指導や情報モラルアンケートを実施。情報モラルについて、ケースに応じた適切な扱い方に関する知識はあるか、自分のこととして考え、生か

す力を育てたい。

向陽中学校では、全校でオンラインによる情報モラル教室の実施。情報モラルアンケートの実施。きずなメールによる情報モラルに関する保護者への周知を行った。朝の会や帰りの会を使った担任の説話、生徒間トラブルの対応等を実施している。

共和中学校では、タブレット配付の会を開き、持ち帰りや使用のルールを情報モラルとともに指導した。情報に関わるアンケートを全学年で実施した。道徳の授業で、SNSを含むスマホやネットの取扱いについて全学年で学習した。以上であります。

どの学校もよく指導していると言えます。気を緩めることなく指導するようにお願いしているところでもあります。

以上、大変長くなりましたが、答弁を終わります。

御嵩町のGIGAスクール構想の実現に向けた取組について説明する機会を与えてくださった清水議員には感謝いたします。

〔1番議員挙手〕

議長（高山由行君）

1番 清水亮太君。

1番（清水亮太君）

大変熱の籠もった御答弁で、かなり多岐にわたる質問を私はしたんですけど、本当に真摯に答えていただいたなど。もうメモも4枚分になっちゃいましたので。

非常に教育長もおっしゃられたときの、この伏見小学校の11月29日の授業を私も見せていただいたんですけど、本当に世の中変わったなというのがすごく第一印象ですね。あと、これたしか4年生だったと思うんですけど、問題を自分たちで作って解き合ったりということでもかなり楽しそうに学習していたなというのが非常に印象的で、やっぱり物事を楽しんで取り組むというのがすごく大切なと思いますので、非常に、多分学習効率もかなり高いものがあるかなと思いました。

今、御答弁いただいたところ結構多岐にわたるので、まず1点目、これ約7万円ぐらいのタブレットだったと思いますが、中に入っているこのソフトウェアもかなり充実しているんだということが確認できて非常によかったですね。

ちょっと気になったところだけ、タブレットの持ち帰りのときにノートで挟むというような指導をされているということでした。確かに思い返してみると、予算でタブレットを保護するようなかばんみたいなのは確かに予算なかったなと思い出して、ノートでやるといっても、これショックを吸収できるかなと非常に疑問に思ったんですけど、その辺の保護をどう考えているのかなということと、あと今までに29台やっぱり修理があったということで、予備がどれ

ぐらいの余力というか、そういうものがあるのかをちょっと確認をしたいです。

議長（高山由行君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

お答えいたします。

実際に校長会でも、何か持ち帰りのいい袋とかそういうものがないかという質問を受けておりまして検討しているところです。

端末の予備がやっと整えることができましたので、今ならいいわけですが、先ほど言いましたように、同時に全学年が全て使っているという状態ではないので、何とか空いているクラスだとかにちょっと貸してと言って、自分のID、パスワードで使っているというふうで対応してきたのが現実です。でも、これでもう隣に借りに行くこともないという形で、故障したら予備をちゃんと貸し出せるようにしていけるようにしております。よろしくお願ひします。

〔1番議員挙手〕

議長（高山由行君）

1番 清水亮太君。

1番（清水亮太君）

ありがとうございました。

ほかにも途中で出てこられた教職員の方々の働き方改革という言葉も聞こえてきたんですけど、さすがに今ちょっと時間がなくて深掘りする時間がないので、また別の機会がありましたらお聞きしたいと思います。

ありがとうございました。終わります。

議長（高山由行君）

これで清水亮太君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は11時10分とします。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

2番 福井俊雄君。

なお、資料要求のありました新庁舎、伏見小学校大規模改造事業における財政シミュレー

ションをお手元に配付しましたのでよろしくお願ひします。

2番（福井俊雄君）

それでは、議長のお許しが出ましたので、これから私の一般質問を始めさせていただきます。

今回はここに書いてあるとおり、庁舎等建設の計画性とかシミュレーションについてお聞きいたします。

資料請求させていただきました、どうも資料を提出いただきまして、最初にありがとうございますというお礼を申し上げておきます。

では始めます。

去る7月21日に行われた新庁舎等建設特別委員会の際、清水議員から新庁舎等の建設費用について質問したところ、各務総務部長は、こういった状況の中、資料の準備もできておりません。報告できる時期がいつ頃になるのかという質問に対しては善処いたしますという大変前向きなお役所答弁がされました。

前回の第3回定例会一般質問、谷口議員の質問に対して、全ての事業の事業費を盛り込んで財政シミュレーションをされて公債費比率や将来負担比率など問題ないと示しておられます。特別委員会で一切事業費は言及されず、その直後に財政シミュレーションができるとは、私は大変不思議で仕方ありません。どうして積極的に建設事業費を開示されないのでしょうか。情報公開は私も町長と長い付き合いですからよく知っていますけれども、町長の真骨頂、一丁目一番地ではないのでしょうか。歯がゆい思いでいるのは私だけではないと思います。

そのために、今回の一般質問に当たり資料請求をさせていただきました。ぜひとも財政シミュレーションを開示していただきたいという思いからでございます。

今回も単刀直入に質問しますので、明確に具体的な金額を御答弁ください。

新庁舎等建設工事の事業費は幾らで、その財源はどこから捻出されるのか。財政シミュレーションはどのように積算されているのでしょうか。さっきの谷口議員の一般質問の内容と重複しますが、そのときには一切具体的な金額は示されておりませんでした。今回、財政シミュレーションを基に御答弁をお願いしたいと思います。

町長は、伏見小学校大規模改造は新庁舎等建設とはリンクさせないが、財政的には影響を与える。新庁舎等建設の財政規模が判明するまでは正式にゴーサインは出さない。伏見小学校の耐震化の数値はクリアしている。内装材や外装材、水道の配管が劣化している。躯体は老朽化しておらず、健全な状態である。だから建て替えではなく大規模改造にしたと御答弁されました。雨漏りや老朽化した和式トイレなど問題が山積みしているにもかかわらず、新庁舎を優先するというお考えと受け取りました。果たして、伏見小学校の児童や児童の保護者、地元の方々が納得されるのか。負担を強いられるのは大人だけでなく、子供たち、教育環境までに及

ぶことになる。それは大変残念なことでございます。

地方債、つまりは借金をすることで今後 100 億円以上の借金を抱え込むことを考えると、町民 1 人当たり約 60 万円の借金が強いられることとなります。この小さな町で 1 人 60 万円もの借金を背負い少しずつ返済していくことは、本当に将来に負担を残さないと自信を持って、胸を張って言えるでしょうか。現在の財政シミュレーションよりも建設事業費が増額する要因があるのではないか。これも不安材料の一つです。

ここ最近の木材高騰、いわゆるウッドショック、新丸山ダム工事からの建設発生土の搬入が間に合わない場合の購入土に係る費用、原油高騰による調達部材の高騰、人件費もその一つです。町長は将来世代への負担もやむなしとのお考えですが、その負担というのは具体的にどのようなことを意味しているのでしょうか。それも懸念材料です。

福祉サービス、住民サービスの低下は、例示すると道路や河川、上下水道などインフラの整備がされない。町独自の補助金・交付金のカット、施設使用料の減免措置廃止、使用料の値上げ、さらには職員数の削減、町長をはじめ特別職、一般職の給料のカット、会計年度職員の雇用カット、ほかの自治体では新庁舎建設により、一部こういった事案が実際に起こっているようです。このようなことが絶対に起きないという財政シミュレーションだと私は理解していますが、果たして本当に可能なのか、不安ではございません。

総務部長の答弁では、実質公債費比率は、平成 22 年度の 13.4%にはならない。一時的には高い数値を示すものの、10 から 11%で推移している。財政シミュレーションをして、将来負担比率は 107.9%になるということで、新庁舎を建設したことにより財源不足となることは総務部長のこの答弁ではあり得ないということで楽観的に見ていいのでしょうか。町民に建設費用の開示もなく、安心してこの大規模プロジェクトを達観していいのか、甚だ心配です。

いつも町長が口にされている、前町政から引き継いだときは財政調整基金がほとんどなかった。返済を据え置かれた借金の返済が開始してとても大変だった。借金を極力抑え、基金を積み増していくこと、それに力を入れたい。この歴史がまた繰り返される状況ではないかと、私は想像に難くありません。

最後にもう一つ、過去に自分が下した意思決定を正当化するために合理的ではない選択をしてしまう。その結果、さらに多くのお金や労力、時間を支払うことになるという、人間にはそんな心理的な傾向があることを紹介しておきます。

このようなことを踏まえて、私からの質問は次のとおりです。

1 番、新庁舎建設事業費、伏見小学校大規模改造の事業費、ビッグプロジェクトが具体的に実際幾らになるのか、町民が安心して将来を任せられる根拠となる財政シミュレーションを提示していただき、その考察を改めて御教示ください。

まだ、新丸山ダム工事からの発生土搬入が間に合わない場合、購入しなければならない土は一体どれくらいの費用になるか御答弁ください。新庁舎等建設が終了したとき、健全に行政運営がされていくのか。住民サービス、福祉サービス、先ほど申し上げた懸念事項は起こり得ないということが担保されるのでしょうか。町長の住民負担はどこまでお考えなのでしょうか。庁舎等の建設は着工して終わりですが、その後も維持管理に係る費用や経常経費は半永久的です。住民負担ありきで新庁舎建設を進めることの意義が本当にあるのでしょうか。

3番、莫大な費用を投入して、大小問わず町民に負担を強いることに対して、ここでいま一度立ち止まって建設計画を見直すことはないでしょうか。決して中止するというのではなく、改めて身の丈に合った計画にすることは今なら遅くはないと思います。過去に下した意思決定を正当化するために合理的でない選択をしてしまわないよう、ここで立ち止まり町民の意見に耳を傾けることが必要だと考えます。

新庁舎の建設に対して現在の計画の進捗状況、今後の財政運営の見込みなどを丁寧に住民に語りかけるため、町民アンケートの必要を私は感じております。町民の意見を聞くための意向調査の有無をお聞きし、私の質問とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

答弁を求めます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

それでは、福井議員の新庁舎についての財政問題としての新庁舎建設についての御質問にお答えをいたします。

私、情報開示をしないとは言っていません。来年2月頃になると設計したもので数字が出てくるから、そのときに財政シミュレーションもちゃんと出しますという話は議場でも議会の皆さんへの協議会の中でも言っていることであります。隠してはおりません。

私は議員になりまして何を守っていかうとしたのか。それは、我田引水にならないということです。そんな議員になるつもりはありませんでした。これは選挙に弱いんですよ。選挙で点数を稼ごうと思うと、自分の地域の中にいいものを持ってくるというのが議員の仕事みたいに思われることがありますけれども、私はそういう議員を目指したわけではありません。そして町長になったのは、名誉や手柄を上げるために町長をやっているわけではありません。自分の能力をどこまで町民の皆さんに使うことができるか、役立てることができるのか、それを考えながら町長をやっている次第であります。

この庁舎関連施設についても、そもそも論、特別委員会で十分議論していただきましたので議事録を読んでいただいても結構だと思いますけれども、現在、御嵩町では耐震化率をクリアし

ていない施設が3つあります。この御嵩町役場の庁舎、中保育園、そして中児童館であります。これらを南海トラフ巨大地震が襲ったときにどのような被害が出るのか、想像するのも苦しくなるような状況が想像されます。この3施設を早くやりたい、そういうことを議員の皆さんに提案し、合意形成はある程度できていると思います。1つにまとめるのか、3か所で土地を買ってやるのか。効率からいけば、1つに1か所にまとめたほうがいいんじゃないかということも議論をしていただきました。どっちにしましても、中保育園も児童館も新築での建て直しが必要であります。

私は当初、この御嵩町役場、外回りにプレスといって筋交いを入れてやればもつだろうとたかをくくっておりましたが、設計士の皆さんに解析をしていただいた結果、柱、はり共に強度不足、筋交いの問題ではない。全ての構造物が耐震化されなければならない。つまり、この役場は、一度躯体だけに丸裸にして、新築同様にお金をかけなければいけないということが分かりました。

そこで、じゃあ、それに幾らかかるのか。6億円から8億円、私は計画によっては10億円ぐらいはかかっていくかと。二、三億が10億かけるということになったとしたら、果たしてここでこの庁舎を利用することが正しいのか。耐用年数からいって、その10億円はもったいないお金になるんじゃないのか。また、そのお金の中には仮設庁舎、役場の事務仕事をやる、丸裸にするわけですから、日々の仕事をやるのにプレハブでやることになる。議会ももちろん、そのプレハブで開催する。約1年半ぐらいかかるんじゃないのかと想定をしておりました。それは正しい選択なのかということでもあります。ここらも議会の皆さんに徹底した議論をしていただいたと、私はそう解釈をしております。

長年懸案であったホールも、財源的にいい財源があるので、それについても一つにまとめたところに設置したいと。これは緊急防災で集まってくれる、集まるべきところ、中心地に集まっていただくという1か所を造るということでもあります。

今回コロナ禍で、コロナワクチン接種、ここの場所をどこにするかということで大変悩みました。御嵩公民館があるじゃないかといっても、御嵩公民館の駐車場ではちょっと小さい。B&Gぐらいでしょうか。行くに行きにくい。非常に不便なところになってしまうということで、プレハブを建ててこの保健センターで対応をしました。

今後、10年に一度はこうした新型のものが出てくるんじゃないかと言われております。としたら、災害も頻繁に起きていますし、私はコロナも災害だと思っていますけれど、そういう場所も用意しなきゃいけないというのが行政の務めであり、国の方針であります。国が大変有利な財源をつくってくれたというのは、そういう意味だと解釈しております。

以前より、ホール建設等は文化的な財源しかないということでありましたが、上手に造れば

緊急減災・防災対策債が使えると、大変ありがたい財源であります。そのような状況をたどりながら導き出してきた結論であります。住民の代表の議員の皆さんを無視して進めてきたわけではありません。

では、順にお答えをさせていただきます。

土が丸山ダムからただでもらうという約束をしておりましたが、これがどうなるか分からないという状況。あれだけの用地を埋め立てるのに約6億円必要とします。6億円です。それと丸山ダム、いわゆる国土交通省との信頼関係は崩れると私は思っています。大変金額もそういう意味では信頼関係にも重い影響を与えるということでもあります。農業委員会が適切に議論をし、農地転用をしていただけるのが最も解決しやすい問題だと思っております。

2点目の新しいものにすると維持管理は必要ではないかとおっしゃいますが、古い施設も当然この庁舎も中保育園も児童館も、維持管理費がかかっています。同じことです。維持していく管理していく上で手を入れなきゃいけない部分というのは違ってくるでしょうけれども、新しくとも古くとも維持管理費は必要となります。

そして3点目ですが、1、2、3全て、総じて財政の問題としてお答えをいたします。

私は議員の経験がありますので、先ほど谷口議員の質問の中でも言いましたように仕組みが分からない。福井議員はまだ行財政を語られるほど仕組みは御理解いただいていないと思います。そういう立場で何を一番知りたいのか。職員にもその話をいたしました。借金、借金とおっしゃいますけれど、仕組みをうまく利用していくと町民の負担というものは軽くなっていくということがあります。

まず、分かりやすい数字から申し上げます。

現段階、これは2月とはまた若干変わってくるでしょうが、土の6億円、伏見小学校の12億円を含め、御嵩町が責任を負って返済すべき借金の額は、毎年1億260万円です。この額は、今現在、庁舎建設用に毎年平均基金として積み増している1億5,000万円よりも安いということです。

私が将来世代に負担をしていただいてもいいんじゃないかと言っているのは、この1億260万円を基本とし、元金が減っていけば金利も少しになっていきますから、これを30年間返済をして30年間ほどということにしていきます。これは25年というものもありますし、35年というものもあります。御嵩町は、いろんな状況に合わせて庁舎用の交付金を使う、借金をするという。庁舎用の借金には、国からこれだけ借金返済時に出てきますよと。ホールや防災広場については、当然、緊急防災・減災対策債、これを使っていくということでもあります。

答えをさきに言いました。1億260万円、その数字がなぜ出てきたのか。方式は仕組みを覚えないと分からない。これでこの本会議終了後に議会の皆さんに勉強していただける機会が設

けられるというのは大変いいことであります。多分これが理解できるようになったら、どこの地方議員よりも財政力が分かっている議員になっていただけるものというふうに思っております。

この1億260万円は、先ほど言ったように6億円の土のお金も含んで出しておりますので、変化は今後生じてくるというふうに思っています。本体の庁舎については、私は当初より20億円から25億円と言っておりましたので、それにきちんと収めるということで設計変更もさせています。

基金積立額よりも借金返済額のほうが少なくなるということは、何で財政問題が生じてくるんですか。誰が言ったんですか、それは。財政問題なんか生じませんよ。基金に積み立てていた額が残るのであれば、また貯金をしていく。そして将来の公民館やいろんな施設に対して更新が必要になってきます。上下水道もしっかりであります。そういうものに使えるように貯金していけばいい、そのように思っています。

この財政シミュレーション、数字ばかりでありますけれど、こういうのはあまり面白くないので、一目で分かるといいとは思いますが、この1億260万円の返済の答えが出てくるその表がこの表ですので、これをもっと見やすいグラフ等々にして議員への説明に対応するようにと担当者には言っております。

アンケートについてでありますけれど、現段階でアンケートを取るというつもりはございません。本当に、もとをきちんと確認をしたいなと思っているのは、なぜ財政問題で、誰が言い出したんだということであります。財政問題というと格好いいものですから言いたがるんですけれど、実際には理解できている人というのはなかなかいない、そう私は思っております。

最後に、私の立場を申し上げて終わります。私は御嵩で生まれて育って御嵩で死んでいきます。私は子供を3人もうけました。2人が御嵩に住居を構えました。孫が7人、5人の孫を御嵩で育てています。そんな私が財政をパンクさせるなんてあり得ないですよ。少しでも軽くするように知恵を絞って絞って、担当者をいじめて今の答えにたどり着いた。私は1億円の借金返済なら、毎年、30年間は十分御嵩町は耐えられるというふうに思っております。ぜひ御理解いただきながら理解を深めていただけたらと思います。

申し述べましたが、先ほどの実質公債費比率については、7%には至りません。13.4%になって非常に苦しいときが私の時代にありましたけれど、今回庁舎をやることについて最大でも6.9%か、ほぼ半分に近いという負担、負担感と言ったほうがいいでしょうね。負担感であります。そして、将来負担比率は109.幾つという数字をおっしゃっていましたが、このシミュレーションを見ていただければ分かるように68.7%、次第に逆に借金減っていきますから、またゼロのほうに戻っていくと、近くなっていくということで、私そうそう、将来にツケ

を残すようなやり方をしようとしているではありませんので、財政問題は御嵩町にございません。これだけは認識をしていただきたいというふうに思います。以上です。

[2番議員挙手]

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

勉強不足と言われればそうかもしれません。いろんなこれから勉強をして納得するかもしれませんが、疑問を持つかもしれません。それは勉強した後のことだと思います。

このシミュレーションを見て思ったんですけれども、町長は今自信満々で庁舎整備関連、これ最終じゃないけどということですけど、78億円、伏見小12億円を想定して入れてもこの数字だというならば、伏見小学校も一緒に進めてもいいんじゃないですか、別に後回しにする必要がなくて。それを私一番思いました。

それと、谷口さんの質問されたときに、この78億円という数字が出ているなら、新庁舎特別委員会を先月やったときに、こういう数字もありますよと提示されるべきじゃないですか。それを私、ここでまず一番最初にお聞きいたします。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

どうしてもまあ、伏見小学校を先にといいお気持ちがあるようですけど、少なくとも耐震化ができていない施設の決定をしないと、私は筋が違うと思っていますので、えらい頑固で言うことを聞かんなあとお思いかもしれませんが、総事業費として今はマックスで見た状態。まだひよっとすると今想定できるよりも何かが必要になるかもしれないし、6億円が必要なくなるかもしれない。いろんな状況が想定されますので、2月に、普通のペースでいけば農地転用等も下りなきやおかしいですから、そちらを目指しているということです。その時点で決めるというのは、以前より私変えていませんよ、答弁は。ということです。

[2番議員挙手]

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

78億円の提示がなされなかったのはどういう理由なんですか。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

申し訳ありません。福井議員がこういう資料を請求されて、その上で質問をされるということですから、それはそうそう、事前にぺちやくちゃしゃべっちゃいけないですよ。そういう配慮が私は必要だと思いますよ、この議会の中でも。それぞれの議員さんが何を聞いていただいても結構ですけど、やっぱりすり合わせはしておくべきだということだと思います。

あれが谷口議員の質問になってしまったら、私は答えざるを得ないですけど、事前通告された内容ではありませんので、簡単にさらっと答えていく、それしかできなかつたと御理解いただければありがたいと思います。

[2 番議員挙手]

議長（高山由行君）

2 番 福井俊雄君。

2 番（福井俊雄君）

私がこのシミュレーションで請求したのは、たしか新庁舎等建設特別委員会の後だと思うんですけども、ここでそれをこれ以上追及してもしょうがないので、次の再質問をさせていただきます。勉強不足だなあとということを理解した上で聞いてください。

今回の新庁舎建設に当たって財源確保をするために、有利な財源、地方債を活用する。一般財源よりは借金したほうがいい場合がある。これはよく言われている話です。あと臨時財政対策債は町の借金じゃない、国の本来地方交付税として交付しなければならないもの、これもよく言われていることです。元利償還すべき交付税算入されるとも口にされています。

例えば僕も調べてみたんですけども、令和 2 年度決算で御嵩町に地方交付税は、約 15 億円交付されているんですけども、この中に臨時財政対策債に係る元利償還の交付金は、一体これ幾らなのでしょうか。

これは総務部長に聞きます。どうなんでしょうか。

議長（高山由行君）

数字的な再質問ですけど、大丈夫ですか。

総務部長（各務元規君）

資料がないですので、大体の金額しか答えられないです。

2 番（福井俊雄君）

なら結構です。すみません。

議長（高山由行君）

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

臨時財政対策債の償還額全てが地方交付税の基準財政需要額に反映されています。具体的な数値については、手持ちの資料、決算書の資料がありませんのでお答えできませんけれども、考え方としては、その年に払った元利償還金は全額地方交付税に反映されておりますのでお願いいたします。

[2 番議員挙手]

議長（高山由行君）

2 番 福井俊雄君。

2 番（福井俊雄君）

反映されているだけで全部返ってくる、その年に返ってくるということではないんですよね。そういうことですか、今の話。ごめんね、勉強不足で。

議長（高山由行君）

答弁を求めます。

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

交付税の中に反映されており、全額交付税として市町村に交付されるということですので、福井議員の言われる返ってくるという意味だと思います。返ってくるということです。

[2 番議員挙手]

議長（高山由行君）

2 番 福井俊雄君。

2 番（福井俊雄君）

ありがとうございます。

じゃあ、次に行きますけれども、地方債の中に元利償還金 50%とか 70%とか、交付税算入されるといつも説明されているんですけど、仮に 70%算入されたとしても残り 30%は利子を含めて償還、返さなくてはいけないと思うんですけども、また、これ地方交付税も何遍も町長言われるんですけど、国の制度で非常に複雑な仕組みになっているんですけど、これ補正係数とか、いろいろ僕も勉強して、理解しておるか理解していないか、違うかもしれないけど、加味されると、本当に全額交付税として御嵩町に返ってくるのかちょっと疑問に思ったんですけど、財政シミュレーション、その辺り考慮されているわけですか。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

もちろん考慮されていますので、そうした来るお金が先ほど福井議員がおっしゃったように

70%交付税に算入されますよということは 30%足りない。これが町の責任を負う借金ということになっています。当然借金返済は、地方交付税に含まれた 70%と御嵩町の用意する 30%、これを 100%にしてその年の借金を返すということになりますから、町民の負担は 70%ではなく 30%ということになりますので、ただ庁舎に関しては庁舎の関連の借金も、またルール上ありますので、これは防災・減災対策債が使えない庁舎用のものがあります。これをいろいろ合わせながら建物の周囲を回る道路は、道路の財源を求めてやっていきますので、御嵩町は非常に知恵を絞りながら安くできるように考えながらやっている財政計画をしているというふうに思っただけであればありがたいなというふうに思います。

[2 番議員挙手]

議長（高山由行君）

2 番 福井俊雄君。

2 番（福井俊雄君）

ありがとうございます。そこら辺も勉強させてもらいます。

次に、素朴な疑問なんですけど、この財政シミュレーション、ホームページで公開する予定はあるんですか、どうなんですか。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

以前から申し上げているように、来年 2 月にはそういうものが出てきますので、庁舎関連も全て。その時点で公式には出していけばいいのかなというふうに思っています。ただ、一般の方々にこの福井議員が今手にしておられる財源シミュレーション、これを出してもいいですけど、あんまり分からないんじゃないのかなというふうに思いますので、その先ほど言いましたような簡単に見やすいグラフみたいなものをぽこんと示して行って少し説明書きをするというような形が一番望ましいのかなということは思っています。

[2 番議員挙手]

議長（高山由行君）

2 番 福井俊雄君。

2 番（福井俊雄君）

私が心配しているのは、町長はこの計画に対して町民はほとんど反対がない、先ほど谷口議員の直接聞いていない反対は、と言われたんですけども、私が聞くと反対だと言われる人が結構いるんです。何でかと言ったら、普通の人は幾らかかって、幾ら借金するのか。それがほとんど知りたいんであって、その財政の細かいことは言われるとおりに分かっていない人が多い

んだけれども、これは町として丁寧に説明されるのが本義であって、コロナで確かに今説明会とかできないって言われるけど、同じようなことになっている美濃加茂市は、もう 20 回以上説明会を丁寧に各自治会に対してされているわけなんですよ。だから、そういうことをしないと町民としてはやっぱり不安に思うということはあると思うんで、2月にホームページに掲載されるという話ですので、そこら辺も丁寧にしていただけると私はありがたいと思います。

次、よろしいでしょうか。

庁舎建設によって財政調整基金残高というのはどれくらいを見込んでいるんですか。その残高は造ることによって。まだ分かっていないなら分かっていないでもいいですけど、どうなんですか。

議長（高山由行君）

福井議員。

財調の額がどう変化するということですか。

2番（福井俊雄君）

そうです。

最終的に、これ建設を最後してどれくらい残るんですかという話です。

議長（高山由行君）

財調からどれくらい使ってということですか。

2番（福井俊雄君）

はい。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

現在の財政というのは、財政調整基金にも1年間で使う量が予算時にはありますので、予算編成上使っていくことにして減額補正をしながら、目標は元の数字に戻すというやり方をしています。財源的に多少余裕があるのであれば財調のほうに積んでいくということをしていますので、私は柳川さんから3億円か4億円くらいしかもらっていないですよ。それが今十七、八億くらいになってきましたので、頑張っただけかあるんだというふうに思います。

予算上、別枠で庁舎建設基金に積み増しているわけですから、財調にそのまま影響を及ぼすということは現段階では考えられません。1億5,000万円の貯金をして、実はそこで水面下の副町長と私の争いがあるんですが、ちょこっと浮いてくるんなら財調に積みたいと公務員はそう考えるんですよ。だけど私は行政サービスをしたり、何か事業をやるべきことに向けて別枠の基金をつくっていったほうがいいんじゃないかということで、そのところはまだ意見の一

致を見ていないということで勘弁していただきたいというふうに思います。

〔2番議員挙手〕

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

ありがとうございました。御丁寧な答弁。

一昨年から本当に新型コロナウイルスで、みんな本当にここにおる全員も傍聴の方もすごい苦勞していると思うんです。今このことで日本全国各自治体がいろいろ思考を凝らして政策や経済対策を打ち出しているんですけども、自治体独自で個性ある政策がいかに住民に有益になるか問われたこの2年間だと思うんですよね。そうした意識がまたこのコロナが進行中のこの時期に箱物を増やす予算よりも、住民生活をいかに豊かにできるかとか、必要な財源を確保しなければならないということが私は大事だと思うので、これは私の意見ですからいいんですけども、その辺りの政策というのは財政計画に含まれているんですか。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

今回、コロナ禍で大変な思いをしています。それに対するいわゆるコロナ対策費として国が何十兆円という予算を組んでいます。それらを地方に配分して地方で何とかしろという話になるわけですけど、御嵩町の財政状態で今後、コロナのない状態でやっていけるか否かが大事なんですよ。だとしたら、今の行政サービスは必ず維持していける財政計画をしているというほかありませんね。時代によって求められるものは変わってくるかもしれませんが、今ある行政サービスをダウンさせてまで庁舎計画などは私は一切しない。私は1億円を想定していましたので、先ほどの質問ではないですけど、数字は独り歩きますので簡単に分かるように、大体借金返済1億円だよ、30年ぐらいだということを簡単に答えていただければ、そのほうが効果が上がるというふうに思っていますので、そういう数字の使い方をしていただきたいと思います。

〔2番議員挙手〕

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

どうも御丁寧な答弁ありがとうございました。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで、福井俊雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は午後 1 時とします。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

なお、NHK岐阜放送局様、朝日新聞岐阜東部支局様から撮影の依頼がありましたので、これを許可します。

午前に引き続きまして一般質問を続けます。

6 番 伏屋光幸君。

6 番（伏屋光幸君）

議長の許可がいただけましたので、さきに提出しました通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

今年 1 年間もコロナであったかと思えます。また、これからはインフルエンザの時期ともなり、健康管理には十分留意したいと思っております。

先日は、伏見小学校校舎大規模改造の早期実現の嘆願書、教育長は、総署名者数 3,427 名に対して、大変重みのあるものを受け取ったと言っていただきました。感謝申し上げます。

5 月 18 日、伏見地区で行政懇談会で伏見小学校の大規模改造の説明があるものと思っておりましたが、今年度もコロナウイルス感染症のために中止となり、9 月 9 日木曜日第 3 回定例会の一般質問で伏見小学校校舎大規模改造について質問をしました。教育参事の回答があまりにも不透明な適切な回答がいただけなかったことと、民生文教常任委員会で奥村議員が伏見小のことを質問され、その質問に対していきなり全議員の前で町長より叱責行為を受けられました。

この 2 点を伏見地区議員で協議いたしまして、我々は住民代表として早期実現について住民、保護者の理解を得て賛同署名者名簿を町長と教育長に訴えることを決め、10 月 8 日金曜日、JAめぐみの伏見支店 2 階で、伏見地区 12 団体代表者に行政懇談会の資料の説明会を開始しました。

当日、団体代表者を指名推選で満場一致で鍵谷幸男さんが選ばれました。伏見地区自治会会長 秋松秀治会長の全面的な協力の下、17 伏見地区自治会会長が動き、また、伏見地区子ども会育成協議会、伏見兼山スポーツ少年団、歴代伏見小学校 P T A 会長会、御嵩地区 J A めぐみの職員会の大きな応援をいただき、3,427 名の署名がいただけました。我々伏見地区 3 議員は、

3,427 名の方々に説明責任があり、一日でも早期に実現するまで、この件について質問をいたします。

今回は、教育長の幾つかの言動について質問をします。

1つ目、9月30日木曜日、伏見小学校令和4年度新入児童保護者に対して、伏見小学校教頭が、この子たちが6年生の4月（といえは令和9年となります。）に新校舎に入れますと言われたそうです。この場に来賓で教育長が参列されていました。後日、教頭は教育委員会の指示で説明をしたことを認めておられます。教頭の説明は事実でしたでしょうか。

10月5日、伏見小学校PTA本部役員運営委員会の会議の席で、教育長、教育参事が伏見小学校大規模改造について、予定では令和4年に着工、令和6年4月には新校舎に入れると説明をされました。

10月29日、嘆願書を手渡した席で、冷静さを忘れ思わずPTA本部役員運営委員会で新たに署名活動をすると言われましたが、それは事実でしょうか。同じく同じ日ではありますが、この嘆願書について、10月10日までに文書にて回答をお願いしましたが、いまだに何の回答もありません。なぜですか。

以上、4項目について、教育者、教育長として誠意ある回答をお願いします。以上です。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

伏屋議員の質問の前に、それまでの流れについて確認いたします。

教育委員会は、平成24年度から伏見小学校改修事業として御嵩町総合計画3か年実施計画を担当部署に提出し、それ以後も毎年提出しております。そしてやっと、令和元年度に老朽調査と業務委託が予算化され、令和元年7月25日から令和2年2月20日まで老朽調査が実施されました。そして、令和2年度に大規模改造工事实施設業務委託が予算化され、令和2年10月23日から2か年にわたり業務を進めてきたところであります。

令和3年5月18日、伏見公民館にて実施予定であった行政懇談会は、コロナ禍で中止になりましたが、ユーチューブ配信で伏見小学校の大規模改造について次のように発表しました。

現在は、伏見小学校、設計会社、教育委員会と県の建築事務所で協議を重ね、費用面も考慮しながら、より使いやすい学校となるように設計を進めています。今のところ、大規模改造工事を令和4年度から5年度に行うよう計画しており、順調に進めば令和6年4月からリニューアルされた校舎を利用できるようになります。

教育委員会として10年継続しての取組で、やっとここまでたどり着いたと思っている中で

の今回のストップでありました。新庁舎等建設については、法令手続等が遅れているため事業費の確定が遅れ今後の財政シミュレーションが立てられず、全体の進行にストップがかかったわけです。本当に残念でした。そのために、令和3年9月9日の第3回定例会一般質問では、伏見小学校の大規模改造の今後の予定について確定的な答弁ができなかったわけです。

それでは、御質問に対して事実に基づいて丁寧に答弁させていただきます。

まず、質問1の伏見小学校就学児健康診断での教頭先生の挨拶についてです。

令和4年4月に御嵩町立小学校入学予定の幼児を対象に、本年度の10月中旬までに、各小学校で教育委員会主催の就学児健康診断を実施しました。その時期の状況といえば、岐阜県では新型コロナウイルス感染の急拡大により入院病床や宿泊療養施設が不足し、緊急避難的に8月21日から自宅療養が始まりました。そのため、命を守る体制の強化等に取り組み、県民の努力により感染者は徐々に減少しつつありました。自宅療養者は9月19日にやっとゼロとなりました。しかし、9月30日までの緊急事態宣言については、古田知事は、新規感染者や病床使用率は高い水準にあり、重症者を限りなくゼロに近づけることが重要であると、気を緩める段階ではないと述べ、全面解除に慎重な姿勢を示していました。そのため、保護者への案内文書の中に、県教育委員会の指導の下、感染拡大防止対策への御協力をお願い及び健康チェック表を同封し、安心して安全な就学児健康診断になるようお願いいたしました。就学児健康診断の結果資料は、10月下旬に開催する御嵩町教育支援委員会の資料にもなりますし、11月に作成します次年度の学級編制の資料にもなってきます。よって、十分に感染拡大防止対策に取り組んだ上で、予定どおりに実施させていただいたわけです。また、感染拡大防止対策への御協力をお願いの中に、担当医師や担当歯科医さんに、一人一人の健康診断実施ごとに手指用消毒アルコールを使用しますと明示し、担当医師や担当歯科医さんの方々に御協力をお願いしたところでもあります。

以上のように、緊急事態宣言中の緊迫した状況でしたので、教育長として、保護者への説明や担当医師や担当歯科医へのお礼のために担当者とともに参加したわけでもあります。重要でありますので、そこでの保護者に対する教育長の挨拶と教頭先生の挨拶を詳しく再現してみます。

まず教育長の挨拶です。

皆さんこんにちは。来年4月から伏見小学校に入学するお子さんの健康診断に御理解と御協力いただきありがとうございます。法律に基づいて実施しますのでよろしく願いいたします。コロナ禍での実施については、心配された方もお見えだと思います。感染拡大防止対策に取り組み、予定どおりに実施させていただきました。

本日9月30日をもって岐阜県の緊急事態宣言は解除されます。第5波は急激に増加し、岐阜県では8月21日から自宅療養が始まりました。

しかし、皆さんの感染防止対策への御協力により急激に減少し、本日を迎えることができませんでした。しかし、御嵩町では9月29日時点で感染者は143名、8月と9月の2か月で何と62名の感染者です。安心できる状況ではありません。はらはら、どきどきの毎日です。

可茂地区では、10月1日から10月14日まで美濃加茂市、可児市、御嵩町が飲食店の時短を要請しました。アクリル板設置、座席の間隔確保、マスク着用、消毒、換気等の対策をしている店は午後9時まで営業、午後8時までの酒類の提供です。公共施設については、利用人数制限等を継続しながら開館いたします。よろしくお願いたします。

本日御提出いただいたもので、就学児健康調査表のG、体や心の健康及び性格、行動のことで学校に知らせておくほうがよいと思われることがあれば記入してくださいについては、学校との相談を大切にしていきたいと思います。また、学校給食における食物アレルギー対策については命に関わる問題です。正確に対応していきますので、学校への報告をよろしくお願いたします。その他特別支援教育については、指導主事が各園で説明しています。小規模特認校については、町報でお知らせいたします。放課後児童クラブについては、説明会の御案内を後日配付いたします。その他御質問等がございましたら、教育委員会や学校へお問合せください。よろしくお願いたします。

教育長の挨拶の後に、校長先生が出張中でありましたので、代理として教頭先生が挨拶をしました。教頭先生の挨拶の要旨は、次のようです。

学校規模として、児童数は294名、学級数は5年生1学級で他は2学級、特別支援学級2学級。学校沿革として、明治6年、前身としての学校は伏見村に開設。明治44年、現在の場所に移転、伏見尋常小学校。昭和43年、現在の校舎改築。伏見に学校ができて約150年、現在の校舎が建てて52年が経過、大規模改修の計画が進みつつある。きれいな校舎で卒業を迎えられるはず。教科指導や健康教育の様々な研究指定を数多く受けてきています。最近では、歯科保健や図書館教育に力を注いできた。本年度4月、図書館教育の推進において文部科学大臣賞を受賞、知・徳・体のバランスの取れた教育をこれからも大切にしていこう。

地域に支えられた学校として、米作り、菊作り、環境整備、地域の先生等、多くの地域の方々が親身になって学校教育をサポートしていただいている。子供たちの様子として、落ち着いて学校生活を送っている。トラブルもあるが、その中で人間関係の在り方を学んでいく。前向きに授業に臨んでいる、自分から関わろうとする姿勢が育っている。コロナ禍での対応として、教育活動への様々な影響、運動会、校外学習など教科の授業における配慮、保護者の方々の多大な御理解と御協力で支えられている。力強く、たくましく、笑顔のある子供たちを育てていきたいと思う。以上でした。

教頭先生の挨拶は、コロナ禍の緊急事態宣言中の緊迫した状況の中でしたが、伏見小学校の

規模や沿革、現在の実態等よくまとめてあり、よく分かるすばらしい挨拶でした。力のある教頭先生だと感心しました。教頭先生は、挨拶要旨で紹介したように、現在の校舎が建て 52 年が経過、大規模改修の計画が進みつつある、きれいな校舎で卒業を迎えられるはずと話ただけで、令和 9 年 4 月に新校舎に入れますとは一言も言っておりません。そして、教育委員会の指示で話したというわけでもありません。

実際、9 月 22 日（水）、伏見小学校で伏見地区選出町議会議員 3 名と、校長、教頭、PTA 会長、学校運営協議会会長と副会長が集まり、大規模改造工事を促進する会議が行われています。そこでの内容に配慮しての教頭先生の挨拶であります。優秀な教頭であり、よく配慮した挨拶だと思いますが、何か問題でもあるのでしょうか。わざわざ学校まで乗り込んでいき、教頭先生に問いただすような内容でしょうか。教頭先生は、御嵩町学力向上推進事業拡大交流会の前で大変多忙な中、精神的なショックを受けておりました。残念です。とにかく、学校関係のことで質問がある場合は、まず教育委員会へお尋ねください。よろしくお願いいたします。

次に、質問 2 の伏見小学校 P T A 本部役員会、学校運営協議会の会議の席で、教育長、教育参事が、伏見小学校校舎大規模改造について説明した内容についてです。

9 月 22 日（水）、伏見小学校で議員 3 名と校長、教頭、PTA 会長、学校運営協議会会長と副会長が集まり、先ほど言いましたように大規模改造工事を促進する会議が行われて、教育長と教育参事の出席を求めて一連の説明会を設けるという話がまとまったそうです。

そして 9 月 24 日（金）、町議会第 3 回定例会最終日の終了後、伏見地区選出の議員 3 名が教育長と面談しました。議員からは嘆願書の話が出ましたが、私は、嘆願書については議員活動としてやられるのなら分かりますが、それより、遅れている新庁舎等建設について少しでも早くなるよう協力していただきたいと頼みました。また私は、伏見小学校 P T A 会長と伏見小学校学校運営協議会会長にお会いしたいとお話ししました。

9 月 30 日（木）、伏見小学校学校運営協議会会長と面談しました。伏見小学校 P T A 会長は急用で欠席されました。コロナ禍で行政懇談会も 2 年間開催されていないので、情報が住民に伝わっていない、説明会をしてほしいということで、10 月 5 日（火）に伏見小学校で行われる P T A 本部役員会及び学校運営協議会に教育長と教育参事が参加し説明することといたしました。

以上のように、10 月 5 日の火曜日午後 7 時からの会議に、教育長と教育参事が伏見小学校に参加いたしました。特に依頼された内容としては、コロナ禍で開催中止となりユーチューブ等で配信した行政懇談会での伏見小学校の大規模改造についての説明が中心でした。この行政懇談会資料の中で、先ほども言いましたが、順調に進めば令和 6 年度からリニューアルされた校舎を利用できるようになると説明しており、この資料に沿った説明をした上で、教育委員会

としてもこの計画で進められるよう最大限の努力をしていると説明しました。校舎の内部の設計とか、またプレハブ校舎の位置とかそういうものも図を持っていき、説明をいたしました。

一方で、御嵩町では新庁舎や中保育園などの大きいプロジェクトが並行して計画されており、これらを含めた町の財政シミュレーションを検証する必要がある、また、新庁舎と伏見小学校の大規模改造とともに詳細設計が完了していないため、現時点で明確な工事開始時期をお伝えできないことも説明いたしました。P T A本部役員会や学校運営協議会からは一定の御理解をいただいた上で、令和4年度に着工できないとしても何年度ならできるのかについては今後はっきりしてもらいたいとお話をいただいたところであります。

次に、質問3の嘆願書を手渡した席で、P T A本部役員、学校運営協議会で新たに署名活動をするといったことについてです。

10月18日（月）午後2時より、伏見小学校学校運営協議会の方と面談をいたしました。その折に、10月5日（火）の教育長、教育参事からの説明を受け、P T A本部と学校運営協議会の意見やまとめの報告を受けました。内容は、本日の概要の説明を受け嘆願行為は必要時期が来れば行うが、本日説明会を行い、即嘆願書活動はできない。今回は行わない。即嘆願行為に賛成なら説明会は不要である。専門家の調査結果では、壁の内部や鉄筋等、躯体自体は健全である。雨漏り、外壁、トイレ等問題はあるが随時対応している。行政は改造は行うと言っている。やらないとは言っていない。嘆願書等のことを言うにはまだ機が熟していない。今はまだ早過ぎる、時期尚早である。教育委員会とは、情報交換、話合いの頻度を高め、今後の工事への状況を見守り判断する。

以上のようなお話を学校運営協議会のほうからお聞きしたため、嘆願書を受け取ったときに機が熟せばきちんとP T A本部役員、学校運営協議会で新たに署名活動すると言われたと私は発言したのです。これは間違いありません。

御存じのように、伏見小学校P T Aと伏見小学校学校運営協議会は、平成30年7月30日に、歴史的な猛暑に苦しむ伏見小学校の子供たちの熱中症対策として、エアコン設置について、ほぼ全員の200名を超すP T A会員の署名とともに要望されました。その要望の力で、平成30年8月に臨時設置型のスポットクーラーの全教室設置を実現させた実績をお持ちです。翌年、令和元年8月にはエアコン設置へとつながっていきました。学校運営協議会の現会長は当時からの会長であり、嘆願書の緊急性や必要性、重要性等は十分に理解してみえるのです。

次に、質問4の嘆願書について文書にて回答をお願いしたが何の回答もないということについてです。

今日のやり取りについて文書で報告してくれと言われたと記憶しておりますが、その場で了承したわけではありません。町議会議員が3名も同席されていたわけで、議事録は取って見え

ると思いましたが、それで十分であろうと判断したわけです。なお、嘆願書についての回答と言われても、嘆願内容についてその場で即返答できるものではありません。まずは、嘆願書を受け取るか否かであります。教育長としては、署名された3,427名に対し、大変重みのあるものを受け取りましたという対応が全てであります。3,427名の方々の純粹に子供たちの教育のため、子供たちの安心・安全のために署名されたことは尊重し、大切にしたいという気持ちであります。

終わりになりますが、10月5日の伏見小学校PTA本部役員会、学校運営協議会の会議に参加し説明したときに、PTA本部役員から、令和4年度に着工できないとしても何年度なら着工できるのかについて今後はっきりしてもらいたいと質問されました。もっともなことです。教育長としてきちっと回答する責任があります。だからこそ、遅れている新庁舎等建設についての法令手続等が進み、事業費が確定し、今後の財政シミュレーションが立てられ、伏見小学校大規模改造がいつ着工できるかについて本年度中に明確になることを願っています。以上で答弁を終わります。

[6番議員挙手]

議長（高山由行君）

6番 伏屋光幸君。

6番（伏屋光幸君）

1つだけですが、もう一度確認をさせていただきます。

私のほうが、令和4年度新生保護者会議と言いましたが、健康診断ということであったようですが、そこは認識をしておりませんでした。それから、教頭先生が言われたことは、9年とは言っておりません。現在のこの子供たちが6年生の4月ということと言われたそうです。これは、私も近くの今度上がる小学生の親からも聞きましたし、それからここにいます福井議員の孫も今度令和4年度の1年生になるわけですが、そこも聞いてきているということです。それからもう一つ、奥村議員は、毎日小学生を学校まで、交通安全のために小学生を送っております。そして、教頭にじかに聞かれたそうです。後から、奥村議員からも言っていたいたいたいなやけど、教頭は言いましたということをはっきり言ってみるので、なぜそのとおりなことを教育長は言われぬのかということです。そうしますと、これが本当であれば、10月5日のPTA役員会、運営委員会で、はっきりと約3年ほど延びるということと言われるべきであったと思います。以上です。

議長（高山由行君）

伏屋議員、今の質問の要旨をしっかりと。

それを本当に言ったかどうかを聞きたいんですね。

6 番（伏屋光幸君）

はい。聞きたいです。

議長（高山由行君）

再度お答え願います。

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

もう一度質問のいろいろ言われましたけど、一番お聞きになりたいことをもう一度お願いいたします。

[6 番議員挙手]

議長（高山由行君）

6 番 伏屋光幸君。

6 番（伏屋光幸君）

先ほども言いましたが、令和9年とは言っておりません。これは、この子たちが6年生の4月に新しい校舎に入れるということは令和9年になるので9年と言いましたが、この教頭が言われたことについて、私の近くに見える今度1年生に上がる父兄からも聞いております。もう一度言いますが、福井議員のお孫さんも今度4月に入学をされます。同じようなことを聞いてきております。それから、奥村議員は、毎日小学生を学校まで、地区の子を交通安全で学校へ送っております。それで送った後に、教頭から事実であると、言ったということを聞いてみますので、その辺です。一番疑問に思います。以上です。もう一度お答えください。

議長（高山由行君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

筋書が出来上がっているところでどういうことやということになるかとは思いますが、実際、私は教頭先生からいろいろ聞かせていただいたわけですから、先ほど言いましたように、教頭は、現在の校舎が建って52年が経過、大規模改修の計画が進みつつある。きれいな校舎で卒業を迎えられるはずと、そのように言ったということでもありますので、そこについては違いはないかとは思いますが、それを教育委員会が指示したとかそういったところは皆さん方がお話しされたときに出てきた言葉かと思いますが、私たちはその時点では何も伝えておりません。すばらしい配慮をされて言われたということで、私は尊敬していますが、その件についてはそういうことでございます。

[6 番議員挙手]

議長（高山由行君）

6番 伏屋光幸君。

6番（伏屋光幸君）

最後に、再質問で1点だけお聞きいたします。

10月31日に伏見小学校の予算が出ると教育参事が言われましたが、その点どうなっていますか。

議長（高山由行君）

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

以前の答弁の中で、私のほうから10月末をもって委託契約が完了するというふうに答弁を差し上げました。工期をもちまして成果品として出てきております。それをもって今、金額等については精査をしている段階であります。先ほどの午前中の福井議員への答弁でもありましたように、それらの金額等も含めて今後の財政シミュレーションという形で、町として説明させていただくものと考えております。よろしくをお願いします。

〔6番議員挙手〕

議長（高山由行君）

6番 伏屋光幸君。

6番（伏屋光幸君）

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで伏屋光幸君の一般質問を終わります。

引き続き、一般質問を行います。

3番 奥村悟君。

質問は一問一答方式の申出がありましたので、これを許可します。

3番（奥村 悟君）

それでは、議長のお許しが出ましたので、さきに通告しておきました通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、私、昨日の臨時国会の初日の岸田総理の所信表明の演説を聞いておきまして、締めくくりに挨拶で、国の礎は人と、国民のことだと思っておりますが、そう言っておられました。御嵩町に例えれば、その礎は町民だというふうに思います。そういうことも考えて今後の仕事を進めていきたいなというふうに私は思いました。

それでは質問に入ります。今回は、大項目2点であります。

まず1点目、伏見小学校校舎大規模改造についてであります。

伏見小学校校舎は、建物の強度、耐震性は確保できており、今後も十分に学校校舎として維持、利用できるとして、長寿命化を軸とした全面的な大規模改造を決定し、昨年 10 月に発注された実施設計もこの 10 月末で完了し、詳細の設計や金額等も明らかになり、工事発注に向けて準備を進めておられるかと思えます。

町長は、以前から一貫して、いつ起こるともしれない大規模地震に備えて、耐震性のない施設整備を重点に行いたい、耐震化されていない庁舎最優先、その次に同じく耐震化されていない中保育園、中児童館、この 3 施設が御嵩町の抱える施設である。その次に、老朽化対策として伏見小学校校舎と言われています。私も行政マンでしたから、優先順位は分かっているつもりです。

しかし、予定どおり行かないのは庁舎の計画が遅れてきたからではありませんか。

伏見小学校校舎大規模改造が計画どおりされない状況に鑑み、伏見地区各団体と伏見地区議員の同意の下、去る 10 月 29 日に大規模改造早期実現を求める嘆願書を 3,427 名の賛同署名をもって町長に提出しましたが、その思いをどう受け止めておられるのか伺います。

もう一点、本年度の 5 月の行政懇談会、伏見小学校校舎大規模改造が新型コロナの影響で中止になり、ケーブルテレビ可児の放送やユーチューブでの配信となりました。その中で、今のところ大規模改造を令和 4 年度から 5 年度に行うよう計画しており、順調に進めば令和 6 年 4 月からリニューアルされた校舎を利用できるようになるという説明があり、この説明だけを捉えれば、令和 6 年から新しい校舎になると誰もが思うのではないのでしょうか。それ以降、町民に対してもきちんとした説明もなされていません。

伏見地区の住民にとっては、老朽化した伏見小学校校舎の改修は、庁舎と同様に喫緊の課題であります。嘆願書の署名活動を契機に町民の関心は高まっています。町長は、町民に対して丁寧な説明を行うべきと思いますが、どう対応されますか。この 2 点について、町長の明快な答弁をよろしくお願いします。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

奥村悟議員の質問にお答えをいたします。

最近、何でこんなに日本語が通じないんだろうと思うことがあります。冷静になって聞いていただければいいと思いますし、先ほどの伏屋議員の中にありました、奥村議員を叱責したと。当たり前のことです。これは伏屋議員が怒らなきゃいけないことです。その全員協議会の前の議場で、私は伏屋議員の質問にお答えをしています。同じ質問です。それとは違う答弁が何で

全員協議会でできますか。そんなことを二重に質問するなんていうのは失礼極まりない。議会議員としての認識をしてもらわなきゃいけないとつくづく思っております。余分な時間、余分な労力です。そんな軽い形で私は答えているつもりはありません。午前から午後、早い時間に答弁したことを、何でその後の全員協議会で違う答弁に変えられますか。ここは正式な議場ですよ。全員協議会はある種非公式な会議ですよ。そんなところで答弁を変えられますか。そんなことを聞くほうがおかしいということです。

この件に関して、大規模改造については、これも正確に伝えてもらえないということによく分かりました。話を作ってしまうということにされています。そもそも論から行けば、この議場、このところで、この立場で、私は伏屋議員の質問にお答えし、私自身が提案したことです。伏屋議員の質問は違っていたと思います。ちょこちょこ直しです。その要望をされた。だけれど私は、この際そうやって少しずつやってもなかなか効果が上がらないから、大規模改造しませんかと、そういう話にしていきたいということを議会の答弁で申し上げました。

ただし、最初の前提があります。今、御嵩町では庁舎、中保育園、中児童館、この3つが耐震化されていない危険な施設だということになります。ですから伏見小学校はその後ですよ。当初から私は言っていることは何一つ変わっていません。ちょっとメモを取ってくださいよ、私が今言っていることを。全然違うことを言っちゃ駄目ですよ。メモを取ってください。作り話はしてはいけませんよ、議会の立場は。私はこれで全て答えていると認識できます。

また、今質問の中でおっしゃった、ユーチューブの中で本当に町の行政懇談会として言っているのは、確かに令和4年度から5年度に行うよう計画しており、順調に行けばという話です。順調に行けばというのが、私どもが2月にその数字で正確なものを出していく。法令手続も順調に行けば、本来なら2月で完了するはず。その時期が来れば、土工事も含めて正確な数字がある程度つかむことができるであろう。入札すれば入札差金は出てきますけれど、それはもうマイナスの数字しか出てこないはずですから、そこでつかんでいけると言っているんです。来年4月、令和4年度から着工できますよ。法令手続がきちんとして数字をつかめば。そういう瀬戸際に立っているということです。しかし、それが済まなければ、先ほどの質問の中での土の6億円、こういうものだって必要かどうか分からないでしょう。それを私は言っているんです。また道路の件で、農業委員会にも言っておられる。しかし、地権者の話も聞かずに、ただただ広い道路をひっつけるという話は、私はなかなか納得できない。ですから、実態が動き出してからある程度の高さも見て、その上で地権者の皆さんと、農業をやっている方もいろいろ見えるかと思しますので、そのお話を聞いた上で、100点の道路はできない、しかし合格点をもらえるような道路をきちんと整備したいと、そう常々最初から言っています、これは。その部分が理解されないということは、どう考えてもおかしいです。むしろ私に聞いていただく

より、農業委員会の会長に聞いてください。署名活動のトップでもあるんですから、しょっちゅう会ってみえるんでしょう。ということであります。

私、署名の重みというのは本当に心からやって初めてその重みが出てくるものだと思います。先ほど教育長が言いましたように、エアコンの設置でもそうです。9月からスポットクーラーを入れました。全国的に探すのに大変でした。大変でしたが何とか数を確保した。リースで、買うものも買ってでもいいぞということでスポットクーラーを入れました。あのときに、猛暑で児童・生徒は大変な思いをしていた。伏見小学校については、年度が違う年度でエアコンの設置を考えていた。教育長は、9月は大丈夫ですよということは言いましたけど、駄目だと、スポットクーラーを入れてというアイデアは私が言ったことです。全国からでもいいから集めろということをしぐ動かせたということでもあります。何とか9月の暑さは比較的短かったので1か月ぐらいで済みましたが、それ以降、国にもお願いして事業として見てくれということで、国会議員の先生方にもお願いして、伏見小学校のエアコンがついたという経緯があります。このエアコンについても、大規模改造は想定して、外づけのああした形、そのほうが仕事、経費も安く済みますから、大規模改造に合わせて使えるもの、何年間分かで捨てても支障がないということで整備をした選択をしたエアコンであります。これは教育長も申し上げたとおり、200名のPTAの方々の署名が私のところに来たことで即反応したわけであります。むしろ、私の方針を3人の伏見の議員の皆さん、聞いていても何で伝わらないのか、私こそ意味が分からない。その中で、無駄な署名と私が言ったのは、その前段後段、あなたも行政マンですから正確に伝えなきゃいけないと思いませんか。私はこう言ったんです。私はやらないなんて一言も言っていない、一回も言っていない。やるんですよと、ただ、財政計画上、きちんとした数字をもって図りたい。そういう意味ではやらないなんてことは言っていないんだから、この署名、無駄になるかもしれませんよねと。あってもなくてもいいですよという話ですよ。

それよりも何よりも、現役のPTAの皆さんがこの署名活動に参加しないとはどういうことですか。どういうことです。少なくとも、正確に私の言葉を伝えていただきたいというふうに思っています。財政的なことで数字が出ておりましたけれど、今日お渡ししたのが今の段階での正確なものです。その上で、2月になって全てが出てくれば、最悪を想定していますのでまた数字も変わってくるかと思しますので、それを確認した上でゴーサインを出すか出さないかということでもあります。法令手続、全てがそこにかかっているということでもありますので、御理解をいただきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

今の町長の説明ではっきりしたわけですがけれども、先ほどの福井議員の答弁で2月にはっきりするというお話でしたですがけれども、先般、9月の委員会でも町長のほうは、放り投げてしまうわけではない、順番がありますよと言っているだけで、これを待ってもらいより仕方がないという話、答弁、町長のほうから聞いておりますので、それは十分理解しておるつもりです。しかしながら、2月まで待つということなんですが、2月まで待つ、そこで町長がはっきり答えを出されると思うんですがけれども、その答えというのは、住民に対してはっきりこの時期からスタートできるという説明ですか。町民に対しての説明、どこか体育館を利用した説明、そういったものは予定をされますでしょうか。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

それは、いつもお会いになっている方にお聞きしていただきたいと思います。行政は、順調に行けばここで行けるとということは当初より予定していくものです。丸山ダムと土の話をするのも、いわゆる法令手続がこの辺りでちゃんと終わるんだと、その次にこういうことがあって土を入れるんだということは、スケジュールがきちんと決められている。ですから、逆に言えば丸山ダムも土そのもの、これ健全土ですよ、健全土をどこに処分するかは御嵩町の庁舎を大前提に考えていただいていると、非常にありがたい話ですがけれども、全てこの辺りではもう大丈夫なら大丈夫なんだと。丸山ダムの所長も心配してお見えになります。というのは、どこへ持っていか、御嵩町に持ってこられないとしたらどうするんだという話になりますから、そこをきちんとやっていかなければいけない。法令手続が1年かかれば1年まるっきり遅れていくということにもなりかねない。そういうことになります。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

先ほど私質問しましたように、当初、庁舎の計画がこれ大分遅れてきておるということで、そこら辺が順調に進めばということで、伏見小学校もこれは後にずれるということかなというふうに思うんですがけれども、そこら辺の庁舎の決定と小学校の大規模改造のそこら辺の前後する話、2月しか分からないということでありましたけれども、庁舎がすぐにスタートすれば小学校もスタートできるということでしょうか。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

シンプルに言えばそういうことになります。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

はい、分かりました。

そういったふうで、来年の2月25日に実施設計のほうがきちんと固まって、それからまたきちんと精査されて3月頃にははっきりすると思いますので、そこら辺も十分に情報開示をして説明をいただきたいというふうに思います。

最後に、私、町長に大分、今言われましたけれども、別に意見するつもりはないんですけれども、一言だけ、町長はいつもながらぶれないというふうに言われて進めておられますよね。一度決めたことはそれが正しい方針だということを示されてきました。それには私も強く共感しております。ですが、人間ですから判断が間違える場合もあると思うんです。その判断や決定が正しいと納得してもらうこと、そういったことで、その物事がうまく進められるんじゃないかなというふうに私思うんですが、こんなふうにちょっと私思ったんですけれども、真に強いリーダーはぶれない人ではなく、みんなを納得させられる人だと思いますが、いかがでしょうか。まあ答弁はよろしいですが。

最後に、町長には、誰もが納得する結論を導いてほしいと願っております。これで質問を終わります。ありがとうございました。

続きまして、次の質問に移ります。

2点目ですが、ごみ出し困難な高齢者への支援についてであります。

2020年、令和2年5月1日現在の日本の総人口は1億2,590万人で、高齢化率は28.7%、65歳以上の人口は3,608万人で、国立社会保障・人口問題研究所が公表している日本の将来推計人口によると、2036年、令和18年に高齢化率が33.3%、国民の3人に1人が65歳以上で、2065年、令和47年には高齢化率が38.4%、国民の約2.6人に1人が65歳以上と推計しています。

御嵩町も足早に高齢化が進んでおり、御嵩町高齢者福祉計画・介護保険事業計画Ⅷによると、2020年、令和2年4月1日現在の高齢化率は31.1%、65歳以上の人数は5,682人で、そのうち約半数の2,808人が75歳以上の高齢者になっています。2040年、令和22年には高齢化率が39.2%になると推計されています。

少子高齢化が進行する中で、高齢化や核家族化に伴い自力でゴミが出せなくなった世帯が増えていることから、地域ぐるみで互いに支え合い、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めることが必要だと考えます。家庭から出るゴミを御自身で排出することや大型ゴミを家の中から運び出すことが困難な方で、親族や近隣住民、地域ボランティア等による支援が受けられない世帯があります。

私の知り合いの人ですが、高齢の御夫婦で生活しておられますが、年とともに身体の衰えから歩行が困難になり、可燃ゴミの集積所が遠く、ゴミ出しに不自由をしているという話を聞きました。もっと近くに集積所を設置していただくか、直接家まで取りに来てもらえるとありがたいと話をされました。その御夫婦は、いつまでも御嵩町で暮らしたい、けれども食料品は宅配などで買っても日常的なゴミ出しの民間サービスは少ない、友人が粗大ゴミなど重たいものは回収を引き受けてくれている、このままでは、行政や住民の支援がなければこの先が不安であるとの話をされました。

家庭から排出するゴミを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者または障害者に対し、戸別に訪問し、安否を確認しながらゴミを収集することにより、ゴミの排出に係る負担を軽減して日常生活を支援できないものでしょうか。

セルフネグレクトという言葉聞いたことがありますか。これは、自己放棄とも訳され、生活環境や栄養状態が悪化しているのにそれを改善しようという気力を失い、周囲に助けを求めない状態を指します。ゴミ屋敷や孤立死の原因といわれています。ゴミ出しができないことで不潔な状況が増えることから、だんだんと感覚が麻痺してしまい、最後にはセルフネグレクトに陥ってしまう。その結果、ゴミ屋敷になってしまうということなのです。こういった事実を行政はどの程度把握しているのでしょうか。ゴミ出し支援は、セルフネグレクトを回避する有効な方策だと言われています。御嵩町社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ちょこっと支え合いサポーターによる高齢者の困り事を助ける活動としてゴミ出し支援も行っています。地域の支え合いとしては大変いいことだとは思いますが、ボランティアだけに任せているだけでよいのでしょうか。行政は細かく状況をつかみ、町民に寄り添うことが必要で、ゴミ収集は行政のやるべき役割であると思います。

国も、令和元年度から高齢者等世帯に対するゴミ出し支援として、要介護状態にあたり障害を持っていたりするなどの理由でゴミ出しを自力で行うことが難しい人に対して支援を行う市区町村などの地方自治体に、その費用の半分を国が負担する特別交付税措置、措置率 0.5 が講じられています。先進市町として、茨城県つくばみらい市や長野県諏訪市、鳥取県日南町では実施要項を策定し、ゴミ出し支援事業に取り組み、大きな成果を上げています。

そこで質問ですが、1つ目、ちょこっと支え合いサポーター制度は、平成 29 年 4 月から活

動を開始していると聞いていますが、その活動状況と課題についてお聞かせください。

2つ目、高齢者世帯が増加する中、アフターコロナも見据えて従来の廃棄物処理体制から、高齢社会に対応した廃棄物処理体制にシフトしていく必要があります。このような状況を踏まえて高齢者のごみ出しを支援する制度を確立できないか、町の見解を伺います。以上、答弁よろしくをお願いします。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

民生部長 小木曾昌文君。

民生部長（小木曾昌文君）

奥村議員の2つ目の質問、ごみ出し困難な高齢者への支援についてお答えします。

質問は、1つ目、ちょこっと支え合いサポーター制度の活動状況と課題についてと、2つ目、高齢者のごみ出しを支援する制度を確立できないかの2つであります。

まず1つ目、ちょこっと支え合いサポーター制度の活動状況と課題についてお答えします。

このちょこっと支え合いサポーター制度は、御嵩町社会福祉協議会の事業であり、本来、町としてお答えする立場ではありませんが、2つ目の質問に関連しますので、私どもが御嵩町社会福祉協議会よりお聞きしたことをお答えさせていただきます。

この事業は平成29年度から開始され、65歳以上の独り暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯で、近所に支援をする身内のいない方などへ、生活支援を平日に行う事業として進められてみえます。支援の内容は、買物代行、簡単な掃除、草取り、それから買物、ごみ出し、家具の移動、病院付添いなど依頼によって行っています。支援は無償ですが、買物材料費などはその実費を、車利用の場合はガソリン代として200円をいただいているようであります。

ちょこっと支え合いの生活支援はサポーターにより行われ、ボランティア活動として御嵩町社会福祉協議会に登録された方で、令和3年11月現在14名、内訳は男性5人、女性9の方が活動されてみえます。利用件数は、平成30年度17件、令和元年度19件、令和2年度21件です。あくまでボランティア活動の範囲内で、1回30分から1時間程度の短時間で簡単な作業を行うもので、依頼を受けるに当たり、家族など支援できる身内の有無やシルバー人材センターなど事業者へ依頼できないかなど内容を聞き取り、支援実施の有無を判断されています。中には、大人数が必要な場合や重労働の依頼もあるようで、支援を断る場合もあるようです。課題については、今後依頼件数が増加することも予測される中で、サポーターの高齢化と人員確保が懸念され、知り合いの方など登録への勧誘やサポーター養成講座の実施を行い、サポーターの増員や育成も行っているということでもあります。

2つ目の質問の高齢者のごみ出しを支援する制度を確立できないかではありますが、現在、ご

み出し支援など高齢者の生活支援サービスとしては、介護保険制度として要支援や要介護認定者、認定相当の事業対象者に対する訪問介護サービスの中でごみ出し支援を依頼することができます。

また、介護認定を受けていない方で生活支援が必要な方へは、ちょこっと支え合いサポーター制度のほか、町が出資している御嵩町高齢者サポーター派遣事業や御嵩町シルバー人材センターが実施する家事支援サービスなどがあり、ごみ出しを依頼することができます。さらに御嵩町社会福祉協議会では、ちょこっと支え合いサポーター制度とは別に、今年度からごみ出しに特化したごみ出しボランティア登録制度を開始され、高齢者のみの世帯などのごみを集積所まで持っていくことを、散歩のときや出勤、登校時など御近所でお手伝いしていただける方と支援が必要な方をつなぐ事業も始めています。

また、町として新たに高齢者人材を活用した介護予防・日常生活支援総合事業を現在検討しています。シルバー人材センターに登録された方に訪問型生活支援サービスを担っていただき、生活支援での活躍の場を広げ、一層の住民主体による事業を進めていくことを考えています。

本町では、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しています。高齢化の進展に伴い、独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加など課題となっていますが、一方で、活躍、活動したい高齢者も多くおられ、地域での交流のほか働くことによる高齢者自身が存在価値を実感できる場も求めておられます。高齢者は支えられるだけの存在ではなく、地域で支えていく大切な人材であり、経験や時間を豊富に有した高齢者が、課題解決の中心的存在となって能力を最大限に発揮して自立した日常生活を営むことができるよう、専門職等との連携、住民同士の支え合う社会を進めています。

町社会福祉協議会への委託事業として、地域支え合い推進員とも呼ばれる生活支援コーディネーターにより、地域の課題や困り事を見つけ、既存のサービスにつなげたり支援の拡充や見直しを行う事業を展開していますが、今後もさらに充実させていく予定です。

奥村議員が質問の中で紹介されました他の市町村の取組は、介護認定者等の世帯へ職員が伺い回収するサービスを行っている事例と思われ、財政措置として、市町村が実施するごみ出し経費について特別交付税の5割措置の対象となる事業と思われれます。これもごみ出し支援の一つかもしれませんが、町としては、地域の困り事は地域で解決するといった地域包括ケアシステムの構築、進展をベースに、高齢者の支援方法を今後も検討していきます。以上で奥村議員の質問の答弁とさせていただきます。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

ありがとうございます。

この高齢者福祉計画の中にアンケートを取られておりますけれども、ここに手助けしてもらいたいことということで回答が出ています。重い荷物などの移動というそういったものが数字が高いわけですけれども、ごみ捨て・ごみ出しということで二十数%ということで、独り暮らしの方は22.9%と、こういった数字も出ております。そういった中で、アンケートではこういった数字が出ていますが、行政のほうとして不自由している世帯の実態調査ですか、こういったものはやる予定はありますでしょうか。

議長（高山由行君）

民生部長 小木曾昌文君。

民生部長（小木曾昌文君）

奥村議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、アンケートではそういうお答えになってみえるかと思いますが、先ほど奥村議員が質問の中でも、足がちょっと歩行が困難になりごみ出しが難しいというお話が出ていたと思います。多分ごみ出しのことに關しての切取りというよりは、多分ごみ出しだけではなく、その方、その世帯の生活が背景としてたまたまごみ出しが困難になっているというケースが多いかなというふうに思われます。そういった方々、そういった世帯については、多分先ほど申しました支援なりサービスが入っている、もしくは困難事例ということで相談に乗っているというケース、あるいは今後そういったことを相談させていただくようなことになるのかなあというふうに思っておりますので、ごみ出しだけを切り取ってサービスを展開していくというよりは、全体として、例えば地域包括支援センターなどに御相談いただくとか、先ほど申し上げました支援コーディネーターが今後も地域に入っていっておりますので、昨年はちょっとコロナでなかなか入ることができないケースもありましたが、ある程度コロナが落ち着いてきておりますので、そういったところで地域に入ってきて、あるいは地域の福祉委員の方とも情報交換をしながら、そういった展開を進めていきたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

そうですね、ごみ出し支援でなくて高齢者の生活支援も含めたいろんなケアをする必要があ

ると思います。その一つがごみ出しということで思うわけですが、この前ちょっとシルバーセンターにお聞きしましたら、来年度ぐらいからワンコイン、500円ぐらいでそういったことを請け負ってもいいよという話をちょっと聞いたわけですが、その辺の情報はありますでしょうか。

議長（高山由行君）

民生部長 小木曾昌文君。

民生部長（小木曾昌文君）

お答えします。

私が先ほど答弁の中で申し上げましたが、今後検討していく中で、今シルバー人材センターのところと話をさせていただいて、あそこの人材を今後充実させていただくということと高齢者の活躍の場を提供させていただくという意味を含めて、今協議を進めているところですのでよろしく願いいたします。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

今部長のほうから、社協の生活支援コーディネーターも含めた生活支援を取り組んでいくということを言われましたが、今ちょうど社会福祉協議会の第1層協議体から各地区の第2層協議体、地区社協が今展開しつつあって、まだ正式にできていないんですけれども、可児市などが、各団地なんかは高齢化が進んでいますから、桜ヶ丘とか平牧だとかそういった団地の中で、地区社協が、代表も見えますが中心となってそういった生活支援を行っておるわけですが、まだ御嵩については遅れてくるわけですが、やっぱりそういったことも地区社協に委ねながら進めていくというのが生活支援、今後これから進んでいく中で大事なことだと思うんですけれども、そこら辺の展開はどんなふうに考えてみえるかをお聞かせください。

議長（高山由行君）

民生部長 小木曾昌文君。

民生部長（小木曾昌文君）

奥村議員の質問にお答えさせていただきます。

まさしく第2層協議体は地区の社協さんが中心となられて進めておられますので、今可児市の話をしていただきましたが、いろんな事例を聞きながら進めていきたいと思っています。よろしく願いします。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

先ほど部長の方から話が出ましたが、社協の社協だより……。

〔発言する者あり〕

議長（高山由行君）

奥村議員、再質問は、もう前から言っていますけど、答弁に対して疑義がある場合、それに質問をするわけで、今、安藤議員が多分言われるのは、奥村議員は新たな質問を自分のノートに書いてきて、全く答弁と違う質問をするので疑義があるということだと私は理解しました。

奥村議員、前から言っておりますが、あなたの質問は2項目です。2項目に対して民生部長の答弁がありました。その答弁に疑義があれば、その答弁に対して突っ込んでいって自分の疑義を晴らすというのが一般質問ですので、少しまた違う質問を書いてまた新たにするのは少し筋違いだと私も思います。答弁に対しての質問があれば、じゃんじゃんしてください。

〔3番議員挙手〕

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

すみません。ちょっと話が外れたみたいですけど、すみません。

先ほど、制度というか私が質問した内容では、いまだ時期尚早ということで、今の社協とかそういった利用をしていくということでありましたので、またそういったものも広く広めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

ちょっと外れましたがすみません、以上で質問を終わります。

議長（高山由行君）

これで、奥村悟君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。予定再開時刻は2時40分とします。

午後2時26分 休憩

午後2時40分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を続けます。

11番 岡本隆子さん。

質問は一問一答方式の申出がありましたので、これを許可します。

11番（岡本隆子君）

やっと順番が回ってきました。

それでは、私は今日は、通告してあります大きく2点について質問をいたします。

1点目でございます。1点目はリニア関連でございます。リニア関連については3問質問をいたします。

リニア工事による要対策土の町有地への受入れについて。町民の不安と疑問への対応と可児川汚染等の懸念。

①です。

要対策土を受け入れる根拠となった専門家の科学的見解は。

令和3年第3回定例会一般質問、山田議員の質問に対して、受入れ表明の理由として専門家の話を聞くことができました。そこで一定の理解、または納得ができたことと答弁をさせていただきます。

町長はこれまでの答弁で、安全なものしか入れない、遮水シートではこういうものは止まらない、破損した場合には駄目じゃないかと、遮水シートは御嵩町では二十何年前に否定している、断る気持ちに変わりはないと何度も繰り返し言われました。そして、このことはそのたびに新聞報道され、町長が町民の安全を守ってくれると町民は信じてきたわけです。

ところが、この9月定例会一般質問の答弁で、一転して要対策土受入れを前提として協議に入ると表明されました。受入れの理由の一つに、専門家と話ができて、一定の理解と納得ができたことが上げられています。専門家のどのような科学的見解によって受入れ容認となったのか、科学的批判に耐えられるよう具体的かつ明瞭にお答えください。これがリニアの1点目です。

2点目ですが、町民の不安と疑問への対応。これは合意形成についてでございます。

今年7月に、JR主催の町内説明会の後、初めて工事の概要を知った上之郷地区住民から町主催の説明会開催の要望書が提出されました。その後、9月の第2回定例会の一般質問で、受入れを前提として協議に入ると答弁をされたわけですが、町民から説明会を開催してほしいという要望書が出ていたにもかかわらず、なぜ受入れを表明されたのでしょうか。

平成28年第2回定例会一般質問の答弁で、町長はJRに対して、JRさんが決定されても最低でも1年ぐらい要りますかねと、町民との合意形成をしなければならないから、早く情報をくれないとそれはできませんよ、そして、その上で受け入れるということは100%決定しているわけじゃありませんよ、お断りするかもしれませんよと答弁されています。

11月14日、上之郷地区の住民の方との意見交換会では、様々な不安の声や疑問が上がっていました。どれも鋭く射たものばかりだと感じました。

町長は、なぜ地域住民のこのような意見を聞く前に受入れを表明されたのでしょうか。住民

との合意形成を図らなければならないと言われていたのではありませんか。御答弁をお願いいたします。

3点目です。

可児川の汚染、崩落、洪水、地下水汚染、枯渇の懸念。

町長は、受入れ理由の一つに、かつて産業廃棄物処分場に反対した町として、どこかよそに持っていけというのでは整合性がなくなってしまうと述べられています。この点についても、意見交換会では多くの質問が出ました。町有地に要対策土を入れると、汚染水が可児川に流れ、下流域に被害が出るのが想像できると言われた方もありました。JRの事業とはいえ、町内で出たものは町内でしなければならないということに法的な根拠はなく、現に瑞浪市日吉町の要対策土も一部は持ち出していることをJRは認めています。JRの事業で出た有害な土をなぜ御嵩町民の安全を犠牲にして引き受けなければならないのか、住民が不安に思われるのも当然だと思います。

町長は、本年第1回定例会一般質問の答弁で、要対策土を入れることを前提とするならメリットはありません。これは多分、中津川市の市長さんは違うかもしれませんが、岐阜県の沿線市の首長さんは全員ありがたいものだというのは思っていないというのが現実であろうと、中略ですが、どこもがウエルカムなんていう気持ちはないのが現実ですと述べられています。

沿線市町で中津川市は別として、パブリックの市有地や町有地を差し出しているところはありません。御嵩町だけが町有地を要対策土の最終処分場の候補地として手を挙げたのではありませんか。

町長は、平成26年第2回定例会一般質問、山田議員の質問に対して、大量な建設残土の行き場がまだ決まっていないということですので、いずれは何とかしなければいけないということになり、御嵩町はこれについて県を通じて手を挙げているという状況にあります。これだけ積極的にといますか、具体的に手を挙げて残土の容量まで含めて提案しているのは、多分全国でも御嵩町ぐらいではないかと考えておりますと答弁されています。

それを受けまして、私は平成27年第1回定例会一般質問で、手を挙げる前に環境審議会に諮るべきではないか、環境アドバイザーの意見を聞くべきではないかと質問したところ、企画調整担当参事は、決まったわけではない、県に情報提供しただけだと答えられました。

このように、御嵩町は積極的に残土処分場の候補地に手を挙げてきたわけです。そして、久々利の例からも、当初から要対策土が出ることは分かっていたはずですが。今になって、よそに持っていけないとか、ウエルカムのところがないという理由は通らないのではないのでしょうか。

以上、可児川汚染、崩落、洪水、地下水汚染と枯渇の懸念がある町有地への要対策土の受入れについて、私は非常に懸念をしておりますけれども、町長の見解をお伺いしたいと思います。

まず、リニアについて、以上3点御答弁を町長のほうからよろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

答弁を求めます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

岡本議員の質問にお答えをさせていただきます。

1点目、2点目、3点目と順を追っての答弁書になっていませんので、聞いていただければその順番に答えているということは分かると思いますので、その点はよろしく願いしたいと思います。

まず、このリニアの要対策土については、私がこれでは受入れはできないと申し上げてきた。2年ほど経過しましたが、その間に誰一人として頑張ってくださいと言ってくれた人はありませんが、私の近い人、平生の付き合いがなっている方々からは、そんなことをしていて大丈夫なのかという心配をしてくれた方は多くお見えになります。岡本議員からも、町長、頑張れと言われたこともなかったと、そういう記憶はないということです。

産廃の例がよく出ますけれど、産廃処分場のときも、我々は一町民として本当に不安だったんです。町民から何のアクションもない。いろんな配布物を自分たちで作って配ったわけでありまして、全く反応がない。反応がないというのは非常に不安になると。基本的に、反応がないということは、もうそれはそれでいいじゃないかと言っているんだろうかということで、私たちの当時のバックボーンには町民はなってくれなかったというふうに思っています。

さて、順を追って専門家のお話の説明をしていきます。

まず、遮水シートについてであります。二十五年、六年も前の業者が使用を予定していたシートと明らかに違います。当時のシートは色鉛筆で穴が空くと、ちょっとパフォーマンス的にやっておられたと、当時の学者はそういうことに使ってみえたなと今さらながら思うわけですが、色鉛筆で穴が空くようなものだとすることを体育館でやりましたよね。また、現在提示されているものは、重量や衝撃に耐え得るように不織布、シート、不織布が3枚、シート2枚の5層での密封であります。そして、これも教えていただきました。遮水シートの劣化は紫外線によって起きる。ただ、劣化が発生するとはいえ、埋立期間での7年、8年で劣化するものではないとのことでもあります。100年と私が申し上げたら、苦笑いしながら、同じことだと。結局は、土をかぶせて埋めてしまえば、シートについては劣化しないと。また、遮水シートの漏れについては、現在計画されている遮水シートは、そのものが破れることは考えられない。

漏れがあるとしたら、接着の部分が丁寧に接着されていない場合が考えられる。アドバイスとして、とにかく丁寧な仕事をさせることですよという言葉いただきました。

私が心配しておりました排水についてであります。

私が、場所はため池の跡地、いわゆる集水しやすい場所である。集水しやすくしてあるということは、暗渠排水についてどのようなやり方になるんでしょうかと、私は単純に真ん中に太いものを、暗渠排水を造って、それで排水をするという考え方をしておりましたが、暗渠排水は太いところ1か所だけではない。木の枝のように水道全てに暗渠を造ることになる。シートの下、地下で集水し、一旦プールし流下させることになる。プールした水を検査して流させるということでありまして。これについて、水の専門家からは、早い段階から水のモニタリングをすべきとのアドバイスもいただきました。

私は、現在の水質でも日々変化しているというものであろうかと思いますが、少なくとも現時点での水質をやはりつかんでおくべきと考えておりますし、そう理解いたしました。農業者、作付をしてみえる水を利用している方、用水の取水口、これらの水質もしっかりと調査しておくべきものと考えております。そして、雨水について、対策土は密閉し、密封し、5メートルの土をかぶせるようであります。コンクリートやアスファルト、その上部で覆ってしまう、こういうことは必要ないと思われる。私は、少なくとも周囲の排水はJR東海に対してするのかわからないか、していただきたいということをおっしゃるつもりでもあります。

崩落について、これは科学者というか専門家が現在の土木工学での埋立てで、基本どおり埋め立てられたところで崩落の発生は、現段階ではないと教えていただきました。これは2点目ぐらいの質問の答えになりますが、これまでの質問、岡本議員の質問は、私に頑張れとエールを送っていただいているよりは、疑われているなあという感覚のほうが強く感じておりました。

これに対して私が思うことは、なぜ、自分たちはこうするという強い意思を、発想を持たないのだろうと。やっぱり、おぼさったままなんだろうかと、非常に不安になっておりました。こうしたことに対しては、逆に逆ばねが働くものであります。

説明会の開催について、9月7日、要望書はそれまで何回か持ってお見えになったようですが、様式がちょっと違っているということで正式に受付がされなかったようであります。それは私は存じ上げてはおりません。正式には、9月7日に要望書が出てまいりました。そして9月9日に山田議員の質問に対して答弁しております。なぜ答弁前にやらなかったのかとおっしゃいますが、質問書の提出は8月13日です。時間をかけて答弁書を作るわけですので、質問書が出てくれば当然読ませていただく。それによって、議員の質問に真摯に答えさせていただきました。説明会であるとか意見交換会であるとかについては、別物という考え方をされる方もありますが、これは見解の相違ではないのかなというふうに思います。先般行った説明会

でも意見交換のような場面もありますし、説明をしたという場面もありますので、それは説明会になっていないとか、そういうことで言われても困るというふうに思っています。

人をあまり集めたくないというのは、今の行政のスタンスです。それはやはり、コロナ禍において感染者をそうした場で発生させる、クラスターを発生させるということは基本的に避けたいという思いであります。議員の皆さんがお考え以上に、行政はその部分についてはしっかりと対応したいというふうに考えています。午前中の質問に答えたとおりであります。

町民との合意形成であります、一つの答えを持って図るものだと思います。何も決めていない段階で合意形成というのはできない、どう合意形成するのかということになってきますので、少なくとも答えを持って合意形成を図っていくものだと思います。町民から、これまで2年以上時間があつたんですけど、聞こえてくるとしても心配という二文字だけで、賛成、仕方がないなあという消極的賛成の方では、こんなことをしていて心配、また反対だとおっしゃる方だろうなと思う方は、いろんな危険があつて心配、もう心配だけです。結論は何も出てこない。岡本議員も、議場でも心配という言葉はかなり使っておみえになりますが、答えというのは自分のスタンスとして明確にはされていないと私は感じております。

これからは、心配の部分はどうJR東海に伝え、JR東海から答えを導き出すか、受入れを前提にということは、これをクリアしてくれたらいいですよ、これはどうですか、あれはどうですかという、そういうスタンスでJR東海と向かうということでもあります。

最後のほうの質問です。

大きな誤解がございます。

私は、岐阜県の要対策土を一手に引き受けるなどと言っておりません。むしろ、可児市で起きた黄鉄鉱の件があつたから想定できただろうということをおっしゃいますが、私の中では健全土の受入れしか考えていなかったというのは事実であります。美佐野工区から排出される要対策土だと説明しているつもりではありますが、無駄に話を膨らめないでいただきたいと思っております。あまり人を疑うと、それは自分自身を疑うということになりますので、ちょっと失礼じゃないのかなあというふうに思います。

もう一点、私が要対策土の存在、処分方法をJRから説明を受けたのは、議会の皆さんと一緒に説明会を開いた、そのときに初めて聞いた話です。これは、岡本議員が信じようと信じまいと、それが真実です。だから、その席で私は怒ったんです。JR東海に対して、同じことを言ったと思います。話があつても1年やそこらでは決まりませんよということはずうっと言い続けていますよということは言っていました。ただ、要対策土がこれだけ出るとか、こういうのが出るというのはあつたとき初めて聞いた話です。私に事前に相談がきちんとしてあるのであれば、あんなことはしませんし、少なくとももうちょっと上手にやれよとか、そんな話を出し

ても無理だよとか、いろいろアドバイスはできたというふうに思われますが、JRというのはそういう会社なんです。不思議です。もう、そうしか言えません。多分、自分のところの工程に合わせて、全部きちんきちんと決めているんだろうと思いますが、情緒的な感覚的なことは関係ないということなんだろうと思いますけれど、だから担当者たちも、なかなか日本語が通じませんというふうに報告することがよくあります。

要対策土の処分は、いま一度言いますが、美佐野地区工区から排出されたものみの処理をどうするかというテーマです。処分地は、廃止された旧真多羅ため池、健全土は平地造成の有効利用を考えている。この姿勢には以前より変わりませんということで、要対策土の件については答弁をここまでとさせていただきます。

[11 番議員挙手]

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

再質問したいことがたくさんありますので、順に質問をさせていただきます。

まず、この科学的根拠、1 点目。町長のこの説明を今日聞いて、これで納得できる町民がどのくらいいらっしゃるのかというふうに思いますが、これ、今日口頭で今説明いただいたんですが、これを町民にはっきりと分かるようにデータと解説文書で明らかにする必要があるのではないかと思います。町長は、専門家の意見を聞いたということを「ほっとみたけ」の 10 月号でも述べられていますので、そのことの説明をしっかりとされるべきでないかというふうに思います。

町長は安全なものしか入れないと言ってみえたのが、どういうふうにして 180 度転換されたのか。これ、今のところの説明ですと、町長は納得されているかもしれませんが、私は今の説明では納得できないところがありますし、町長が御自分で納得されただけじゃなくて、やっぱりその納得した内容を町民に説明していただく、町長には責任があると思います。それでないと町民の皆さんは納得しないと思いますが、まずその点について、どう思われますでしょうか。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

専門家にお聞きしたことについては、当然専門家のお話として町民に伝えることはやぶさかではありません。事実ですから、私もいろいろ心配しながら聞いた話ですので、それを伝えていくということに変わりません。これでは納得できないということであれば、逆に、こういうことも具体的に聞いてほしいということをおっしゃってくれば可能だと思います。

また、今後、そういう学者の方に意見を聞けるような組織というか、審議会のようなものをつくって対応していきたい。どちらにしても私どもは素人ばかりですから、専門家の意見をお聞きしながらJRと協議をしていくと。選択肢として、JRの事業に関わっていない専門家を選んで話をお聞きしたので、御嵩町側としてどうすべきかということもアドバイスをくれると思っています。

[11 番議員挙手]

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

そういう専門家の方がいらっしゃるということですので、ぜひ御意見をお伺いして、そして町長のお考えが変わった理由を分かるように町民に説明していただきたいと思います。今の御答弁で、していくということをお願いしたので、それでまず1点目の質問については終わります。

それで2点目ですね。合意形成というところなのですが、町長は今、合意形成で1つの答えを持って、だから何も決められていないときは町民に説明はできなくて、1つの答えを持って合意形成を図るものというふうに答弁されました。

それで、これは環境基本条例なんですけれども、ここの4条の第2項ですね。町は、町が実施する環境の保全と創造に関わる行為について、情報の提供と住民参加の手続を整備する責務がありますと書いてあります。そしてこれは16条ですけれども、今のは4条の2項です、そして16条は、町は、町の環境の状況及び環境の保全と創造に関する情報の収集に努めるとともに、町民、事業者や民間団体に対し必要な情報を提供するように努めますというふうにあります。

ですからこれは、今町長は、一定の答えを持ってしてというふうに言われましたが、これからでも住民参加ということが4条の2項に書いてありますが、こういった手法を整備されて、そしてさっき専門家というふうに言われましたが、そういう中に住民を加えていただくとか、今後住民の意見がしっかり反映されるような何か仕組みをつくっていかれたらどうかと思いますが、この辺りの、まず環境基本条例の4条の2項、これについて町長はどういうふうにお考えでしょうか。この環境基本条例については、JR主催の説明会のときにも、この環境基本条例の意見は出ていましたし、この間の意見交換会のときにも、町には環境基本条例があるやないかということで御意見が出ていましたけれども、この点について、この4条の2項です、住民参加の手続を整備する必要があるということについて、これはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

私もいろんな情報を収集しております。

町民の皆さんの中で、特に環境に敏感な方々が何とっておられるのか。

以前も申し上げましたが、ＪＲが環境アセスを出してきた。私が町長になったその瞬間、私自身が、まあ、可児川よりも南の環境は諦めましょうと。あれだけゴルフ場、工業団地、いろんなものを造ってきたと。持続可能な、当時はそんな言葉はございませんでしたが、可児川から南の環境については諦めていたほうがいいのかも。その代わりに、可児川より北の部分についてはしっかりと守っていきたいということは、私が町長就任のときに言ったことあります。

そんなときにＪＲ東海の話があったわけではありませんけれど、そういうスタンスであったのも事実であります。ＪＲ東海が、希少野生種など、あの押山のあの山の斜面にどれだけのものがあるのか全部調べています。それで、開発をする区域というのは一切手をつけないということで、むしろこれはＪＲ東海のほうが、いや、そこは手はつけられませんということで何もしないと、そのままにしておくということをＪＲ東海自身が決められたと。

今、そういう意味では法整備がされて、その上でいかにそういう野生種を守っていくかというのは大変大きなテーマでありますけれど、半分冗談で私が全部切っちゃおうかというようなことを言いましたけれど、いや、絶対にできませんということをＪＲ東海側からおっしゃっていただきましたので、安心しながら、希少野生種等々は傷つけないという開発をしようとしているというふうに思います。

真多羅ため池はもともと池ですから、希少野生種があるとしたら、希少にはならんのかなと逆に思うこともございます。その辺りは、これも専門に勉強している方もありますので、そうした意見をお聞きしながらということになっていくと思っています。

〔11 番議員挙手〕

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

今出ました希少野生生物ですけれども、これはやはり住民の方で、ここら辺の、ここら辺といますか御嵩町中の希少野生生物を把握してみえる方が、このときにＪＲに情報をしっかり全部提供しているんですよ。町長は、大事なところは、希少生物は守られたと言われますけれども、ここに、ちょっと今は資料を出すのはあれですが、希少野生生物はいろいろあるんです

が、一番今言われているのがハナノキですね。ハナノキの一番群生地のところは確かにJRは避けました。しかし、こちらの民地のほう、そして町有地のほうもあります。幾つかは犠牲になるはずですが、しかも、あの湿地の谷を埋めれば、当然ほかのこちらの沢も、こちらの沢も影響を受けて、希少生物のそのままの生育というのは非常に厳しくなるというふうにこの専門家の人たちは言っています。

それで、この希少生物についてはいいです。私が今、あれっと思ったのは真多羅ため池ですね。町長は、要対策土を美佐野の工区から出たもので、真多羅ため池に入れると言われましたし、この「ほっとみたけ」にも真多羅ため池に埋めると言われていますけれども、この真多羅ため池というのは、容量が2万9,000立米だそうですよ。町有地に埋める量は50万立米ですよ。町長は、真多羅ため池に埋めるということで、何となくこれだけの範囲、真多羅ため池のこの範囲に埋めるんだよということで御自分で納得されているかもしれないですけど、町有地のもっと広いところに、こう埋めるわけですよ。真多羅ため池の2万9,000立米じゃ当然納まらない量じゃないですか。そこはどういうふうに認識されているんでしょうか。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

真多羅ため池については、ため池自体が町有地です。

今言われた量というのは、多分、水量がそれだけだったという話ではないのかなと思います。だんだん大きく広がっていきわけですから、量もたくさん埋まるというふうに解釈をしております。

今JRは、多分測量をもう終えていると思いますので、本当の容量というものをしっかりと出させたいと思っています。

[11 番議員挙手]

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

分かりました。

では、その真多羅ため池については容量を調べていただくということでお願いしたいと思います。

それから、町長が、岡本からもエールがなかったというふうにおっしゃいますが、それと同時に聞こえてくるのは心配の声ばかり、あるいは仕方がないじゃないかという人の声というふうに言われましたけれども、この情報がきちっとした形で町民に、新聞報道だけですよ、私が

一般質問をした後に新聞記者の方が傍聴に見えていまして、それで町長にぶら下がって記事を書いたりされる、あの記事だけが町民に出ているわけですよね。正確に、町がここの町有地、地図を示して、ここにこれだけのものがこうやって入る、ここにこうやってトンネルがあって、ここから入るんだということがきちっと伝わらない中で、町民はそんな反対とかそんなことは言える状況じゃないと思うんです。ですから、町長の反対の声が聞こえてこないというのは、やはりその説明不足が原因じゃないかと私は思います。とにかく情報発信をしていない、そのことが一番の原因じゃないかと思いますが、その辺りのことはいかがが認識されていますでしょうか。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

行政は常に情報発信能力が悪いということは、庁舎関連のときにも質問の中でも言われました。

私が反省しているのは、産廃問題のときに、行政から発信がないと、我々は知らなかった、平成3年1月の朝日新聞の夕刊で初めて知ったということで駅前で怒ったんですけど、実際には10月・11月号の「ほっとみたけ」に記してあったということが分かったときに、ああ、情報というのは自分からちゃんと得ていこうとしなければ、行政に対して文句ばかり言っても始まらないと、議会に対して文句ばかり言っても始まらないということを学びました。ただ、我々のテーマは一般論からいって、行政は、発信はしていますけど受けてもらえないというのが永遠の悩みでもあります。この件について積極的に発信を続けたという事実はございませんけれど、事実を隠すということもしていないということは理解していただきたいと思えます。

[11 番議員挙手]

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

行政は情報発信能力が悪いというふうに言われまして、情報発信をしているが、受け止め方がしっかりそれを受け止めていないということなんですけれども、やっぱりそれは情報発信の仕方が悪いんだと思います。ですので、そのところは今後しっかり取り組んでいただきたいと思えます。

それから、要対策土の受入れについてですが、町長はこの間の意見交換会のときに、今後JR東海さんとそれを持ち出して受け入れてくれる、それというのは要対策土ですね、受け入れ

てくれるところがあるなら、それはそれで探してくださいと言っていきます。年数はかかるわけで、一挙に数か月で出るということではありませんので、それも方向転換というものもその途中であるかもしれませんので、臨機応変に、より安全になるよう考えていきたいというふうに、これは11月14日の意見交換会のときに、要対策土を持ち出したらどうかという意見が相次いだ中で、町長がこういうふうに答えてみえますけれども、この点について、この方向転換もあるよと。そして、JRには持ち出してくれるように、持ち出してくれるというか探してくださいと言っていきますというふうにおっしゃってみえますが、この点について町長の御見解をお話してください。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

少なくとも、行き場があるのであれば、私はそうやって言うつもりです。それは、探すのもJRの仕事だと思いますので、そういう提案はずっと続けていきたいと。

もう一点、JRに言っているのは、半永久的に残っていくということになりますから、要対策土を安全土に変える技術というのを研究してくれないかということは言っております。今のままで埋めておけば、それはそれで要対策土として漏らさないということが一番目指さなきゃいけないことでもありますから、ただそれで終わりでもないんじゃないですかと。これから科学技術が発達していけば、要対策土を健全土に変える技術というものが100年のうちには見つかるでしょうと。廉価にできるという時間も必要でしょうが、そういうこともJR東海として考えていただきたいということは言っておりますので、これは事実としてお受け取りいただきたいと思います。

[11番議員挙手]

議長（高山由行君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございます。

行き場があれば提案は続けていきたいということですので、これに対しては、JRのほうは、私は何回も確認しました。要対策土について、御嵩町がノーと言った場合にどうするかということ聞いたときに、持ち出しますというふうにはっきりとされています。

そして、この間の日曜日、次月の地区に対してJR東海から説明があったようです。そのときに、次月の自治会の方たちの中から、要対策土を持ち込むことはならんと、次月の自治会として言ったらどうするんだというふうに聞かれたそうなんです。そしたら、JR東海のほうは、

持ち出しますというようなことを言われたそうなんです。ですので、J R東海がもう、そういう質問に対して住民からも言っているわけですので、町長のほうも、ぜひ行き場があれば提案を続けていきたいということをおっしゃってみえますので、その点の御協議をお願いいたします。

行き場があるというのは、要は岐阜県内でこれだけ、千二百何十万立米出る、それを6市町村で等分に分けているわけじゃないですよ。ですので、等分に分けているわけじゃなくて、それをみんな自分たちのところで処分をしなきゃいけないということで困っているわけじゃないわけですよ。ですので、とにかくJ R東海のほうはそういうふうに言っているわけですから、ぜひ町長として交渉をお願いしたいと思います。この点について、以上です。あと、1点目のリニアについてはこれで終わります。

もう一点、2点目の質問をします。

町の重要施策について町民に情報は伝わっているか。

先ほどの一般質問でも、何人かの方から情報が伝わっているかということが話題になっておりました。町の重要施策、今ですと新庁舎、リニア問題、伏見小学校の大規模改造、中保育園耐震化問題、中児童館建設など、町民の暮らしに直結する重要施策について、町民に情報が十分伝わっていないのではないかと日頃感じています。

近隣では、可児市は毎月1回、美濃加茂市では年に4回と、それぞれに市長が定例記者会見を開催しています。御嵩町では予算編成時の記者発表、そして町政懇談会、そのユーチューブ配信などされていることは承知していますが、町長におかれましては定期的な記者会見を開催されたらどうかと御提案申し上げます。御見解をお伺いいたします。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまの岡本議員の質問の2点目についてお答えをさせていただきます。

今日はマスコミの関係者がたくさんいますので、変なことを言わないようにしなきゃいけないというふうに思いますが、可児市はCTK行政情報として、年間1,500万円をかけ放送しています。美濃加茂市はCCNet行政情報として、年間900万円をかけ放送をしておられます。御嵩町は、以前は定期的に記者会見を行っていましたが、記者が来てくれないほうが多くなってきて記者会見の意味はなくなったという経験をしております。ある意味、御嵩町が穏やかな町で、暮らしができていくということかなというふうに思っております。

現在は、いいことがあっても、悪いことがあったとしても、何かの事案が生じれば必ず記者クラブに投げ込みをしています。行政の何か失敗などがあったときも、隠さず記者クラブに投

げ込みをしています。いろんな事案で、これはうちだけじゃないだろうというようなことも過去にはありましたが、御嵩町だけが記事になったこともあります。不利なことは扱ってもらいたくないというのは行政の習性だとは思いますが、私は隠したほうが逆に、分かったときに今度は隠したという事件になってしまう。大きなテーマになってしまうので、全ていいことも悪いことも記者クラブのほうへ投げ込みをさせます。

また、比較的私はぶら下がりに対しても丁寧な対応をしている首長だと思います。特に9月9日はいろんな質問が出てくるだろうということで、議会終了後にその場を設けました。委員会室で記者会見のような形でぶら下がりを行いました。今日も予定はしております。

今後、御嵩町としても、行政としてどう伝えていくのかを研究しながら、記者の皆さんが来てくれない記者会見はないと思いますので、穏やかな町にしていけばそれほど記者の皆さんも心配して駆けつけることもなくなると思いますので、そういう局面をできる限りつくりたくないような形にしつつ、有利なこと、不利なこと、何であっても記者クラブには投げ込みは続けていくということをお約束しておきます。以上であります。

[11 番議員挙手]

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

ありがとうございます。

投げ込みだけでは不十分かと思います。9月7日はちょうどリニアの受入れ表明をされた日なんですけれども、この日は記者会見のような形でぶら下がりをしたというふうにおっしゃいましたが、非常にやっぱり、そういう形を取っていただけるのはありがたいことかなというふうに思いますし、今日も何か予定されているというふうに伺いました。ですので、今回、新庁舎関連が一般質問で噴き出したわけなんですけれども、新庁舎関連も、これは投げ込みするようなことではないかと思うんですけど、こういったものもふだんから、これはずっともう何年来の懸案事項といいますか、ずっと課題といいますか、御嵩町で大事な重要施策なので、そういったことについても定期的な情報提供をしていかれるのがいいかなと思います。今日のような議会後の記者会見のようなぶら下がりの会見ですか、こういうものも定期的にやっていただけるといいかなと思います。これは答弁は求めません。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで岡本隆子さんの一般質問を終わります。

一般質問を続けます。

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

ただいま議長にお許しをいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

私は、今回は1問だけでございます。

地域猫活動への支援についてをお伺いいたします。

近年、ペットを飼う方が増えております。ペットフード協会の調査によりますと、2020年に新たに飼われた犬は46万2,000匹、猫は48万3,000匹、どちらも前年より6万匹ほど増加をし、過去5年で最も多くなっています。

新型コロナの影響で家にいる時間が長くなり、ペットとの生活に癒しや安らぎを求める人が増えたと見られます。一方で、ペットを手放す飼い主も少なくありません。

最近では、飼えなくなった犬や猫を引き取り、新しい飼い主に橋渡しをする活動などが広まっているため、引取り手が見つからずに保健所などで殺処分される動物は大きく減ってきています。しかし、まだゼロにはほど遠く、2019年度に殺処分された犬は5,635匹、猫は2万7,108匹にも上ります。

広報紙「ほっとみたけ」の2016年、2017年、2018年の8月号には、犬や猫を飼っている皆様へと題し、知っておいていただきたいことが掲載をされています。ここのところないなど思っていましたら、今月号、12月号にも猫を飼っている皆様へということで掲載がされておりました。飼い主のいない猫に餌を与えると、その地域に猫が住み着き、増加する原因となります。それによって、ところ構わずふんをしたり、ごみ置き場を散らかしたり、地域の皆さんに様々な迷惑をかけます。安易に餌を与えないでくださいとありました。

こういった問題を解決していく活動がTNR活動といいます。TNR活動とは、飼い主のいない猫を捕まえるトラップのTと、避妊・去勢手術をするニューター、発音が合っているかどうか分かりませんがニューターのN、元の場所に戻すリターンのRという活動で、不幸な猫を産ませない野良猫ゼロを目指す活動です。

飼い主のいない猫は、TNR活動を行うボランティア団体により捕獲をされた後、子供ができないように不妊・去勢手術をして、片方の耳の先をV字にカットされます。このような猫は、耳が桜の花びらのような形になるのでさくらねこと呼んで地域に戻され、地域猫となります。手術を行えば発情しないので鳴き声も抑えられます。さくらねことして一代限りの命を全うしてもらおうことになります。

ボランティア団体は、その後の見守りや譲渡会なども行っています。そのことが飼い主のいない猫への苦情や殺処分を減らすことになっていきます。最近では、全国各地でこのような地域猫活動が広がっています。現在、可児市に2つのボランティア団体があります。その一つ、

K a m o にゃん会のメンバーには御嵩町の方も入ってみえます。活動範囲は広く、可児・加茂管内です。飼い主不明猫の保護、譲渡、不妊手術、T N R の指導を行ってみえます。主な活動メンバーは10名、協力メンバーは20名で、そのほかにも餌やりなどに協力をする人も多数見えます。もう一つは、可児市鳩吹台団地内で活動している団体で、飼い主不明猫に対するT N R 活動や、猫の飼育についての啓発活動などを行ってみえます。

このような地域の課題解決に取り組んでみえる方たちに対し、何らかの支援ができないかとの思いから今回の質問に至りました。

近隣市町の支援の状況は御存じのことと思いますが、美濃加茂市では飼い主不明の猫の増加を抑制するために、不妊手術費用の補助金、雄4,000円、雌6,000円を交付しています。また、加茂郡におきましては川辺町、七宗町、白川町、東白川村において、こちらは飼い犬、飼い猫に対する避妊・去勢手術の補助金を出しています。また、可児市では、本年1月から公益財団法人どうぶつ基金が手術費などを全額負担するさくらねこ無料不妊手術事業の行政枠に参加することで、ボランティア団体の活動費用の削減に協力をされてみえます。この9月までに51匹の実績がありました。

私は先日、本巣市の地域猫活動支援事業についてもお話を伺ってまいりました。本巣市内で猫に対する苦情が寄せられていることから、T N R 活動を行い、猫の繁殖を抑制することが有効的な手段と考え、活動を実施していただける市民団体へ市民活動助成金で財政支援を行い、地域で抱える課題解決を図るため40万円の助成金を交付しています。本年度から始めて、10月19日現在で40匹の手術実績がありました。さらに、現在、公益財団法人どうぶつ基金のさくらねこ無料不妊手術事業の行政枠の申請をしたところですよとの説明がありました。

このように、殺処分ゼロに向けて、また犬、猫に関する苦情ゼロに向けた取組としていろいろな方法があるわけですが、御嵩町として何らかの支援を検討していただけないものでしょうか。

そこでお伺いいたします。

1つ目に、住民から飼い主のいない猫に関する苦情を受けた場合に、担当課としてはどのような対応をしてみえますでしょうか。

2つ目に、対応策としてどのような見解をお持ちか伺います。

3つ目に、町として予算措置なしで実施できるのが、公益財団法人どうぶつ基金のさくらねこ不妊手術の行政枠に申し込むことになりましたが、どのような御見解をお持ちでしょうか。

以上、3点につきまして簡潔明瞭な御答弁をお願いいたします。

議長（高山由行君）

答弁を求めます。

民生部長 小木曾昌文君。

民生部長（小木曾昌文君）

それでは、大沢議員の質問、地域猫活動への支援についてお答えします。

質問は、1つ目、飼い主のいない猫の苦情に対する担当課の対応は。

2つ目、対応策への見解は。

3つ目、さくらねこ不妊手術の行政枠に対する見解はの3つであります。

まず初めに、今回の質問に関する動物愛護及び管理に関する法律について触れさせていただきます。

この法律は、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とし、動物の虐待、遺棄を防止、動物の適正な取扱いや動物の健康と安全を守るとともに、正しく飼養し、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害と生活環境の保全上の支障を防止することを目指しています。そして、所有者または占有者の責務として、動物の健康と安全の保護に努め、動物が人の生命等に危害を加えたり、迷惑を及ぼすことのないように努めるとしています。

都道府県知事は、動物の飼養、保護または給餌・給水に起因した騒音または悪臭の発生等によって周辺環境が損なわれると認めるときは、必要な指導または助言することができるとしています。また、都道府県等は、猫の引取りを求められたときは、引き取るとともに道路、公園、その他の公共場所において、発見された負傷動物等の収容を行う。ただし、飼い主の終生飼養の趣旨に照らして、引取りを求める相当な事由がないと認めるときは拒否することができるとしています。そして、市町村は、岐阜県動物愛護管理推進計画の中で、生活環境を損なう不適正な飼い主への指導や普及啓発等について、管轄保健所と連携を取りながら、その解決に取り組むとしています。

このことを踏まえまして、まず質問の1つ目、飼い主のいない猫の苦情に対する担当課の対応はについてですが、飼い主のいない猫の苦情について、ふん、尿、鳴き声、庭やごみを荒らすなど、住民の方から随時にいただいています。苦情のあった現地の状況確認を行い、可茂保健所と連携をして、所有者の有無や飼い主のいない猫へ餌を与える方の有無など調査し、必要な指導や助言を行っています。頭数が多い場合や、衰弱、負傷している場合など、状況によって可茂保健所が引き取るケースもあります。

次に、2つ目の対応策への見解はと、3つ目のさくらねこ不妊手術の行政枠に対する見解はについてで、併せて答弁させていただきます。

先ほど、動物の保護及び管理に関する法律について紹介しましたが、町としましては猫の捕獲処分等は根拠となる規程がありませんので、現状は「ほっとみたけ」や通報現場などで、飼い主のいない猫への給餌はしないこと、食べ物となるごみなどを散乱させないよう清掃管理を

行っていただくこと、また飼い主の方へは飼い主のいない猫との繁殖防止のため、室内飼養と不妊・去勢手術の奨励も行い、引き続き可茂保健所と連携して、注意喚起、啓発指導を行っていきます。

その上で、大沢議員が御質問で紹介された事例など、対応策や見解についてですが、まず、市町村が飼い主のいない猫を対象に、当該住民が行う不妊・去勢手術への補助制度を設けているケースは、美濃加茂市をはじめ岐阜市、大垣市、垂井町、池田町などで行っており、補助金を、雄と雌とで違いますが3,000円から6,000円程度支給しています。

また、公益財団法人どうぶつ基金は、動物の適正な飼育方法の指導、動物愛護思想の普及、環境衛生の向上と思いやりのある地域社会に寄与することを目的として活動されている団体です。その団体の事業の一つに、犬や猫の不妊手術奨励事業として、飼い主のいない猫の問題を殺処分でなく不妊・去勢手術によって解決しようと、全国の獣医師、行政、ボランティアと共同して展開されています。

具体的には、申請に基づき無料の不妊手術チケットを配付し、配付を受けた団体が猫を搬送し、協力動物病院にて手術します。その後、どうぶつ基金から獣医師に手術費用が支払われます。申請者は、行政枠として地方公共団体等、団体枠として財団法人や社団法人、NPO法人、学校法人、自治会など、一般枠として個人としています。

大沢議員の紹介された可児市は、行政枠として申請し、無料不妊手術チケットを取得し、ボランティア団体に配付し、その団体が飼い主の有無等を調査、猫の捕獲、不妊・去勢手術を行う病院への搬送など担っているようです。大沢議員の質問にもありましたが、手術後、その目印として耳の先端をV字にカットし、桜の花びら型となることからさくらねこと呼ばれているようです。

そのほかの事例として、岐阜県動物愛護センターでは、地域猫活動支援事業を行っています。これは、自治会など地域が協力して解決を図る活動に対し、動物愛護センターが不妊・去勢手術を実施するものです。そのため、自治会に地域猫として、猫用のトイレや給餌場所の設置、清掃管理など、活動計画の提出と報告を求めているようです。

3つの事例を申し上げましたが、どの事例も不妊・去勢手術前から手術後まで主体となって動かれる団体やボランティアの存在と連携が必要です。今後の対応として、近隣である可児市などの事例を参考に、担っていただく方や課題を調査するとともに、引き続き飼い主のいない猫の課題解決に向けて可茂保健所とも協議しながら取り組んでまいります。

以上で大沢議員の御質問の答弁とさせていただきます。

〔10 番議員挙手〕

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

御答弁ありがとうございます。

ただいまの御答弁の中で、3つの事例ということで取り上げていただきました。

美濃加茂市の場合などは、一般の方の去勢に対しての補助金を出すということで、これも予算が伴うわけでありますけれども、またこの県の地域猫活動支援事業というのは自治会が行うというような形ですので、なかなか自治会などで清掃管理計画などを策定して活動していくというのは大変厳しいのではないかとということで、ちょっと使い勝手が難しいんじゃないか、そして愛護センターまで、美濃市ですかね、連れていくというのも大変な作業でありますので、今回は私も、このどうぶつ基金のさくらねこ行政枠というのを何とか取得して、少しでも手助けができないかということで質問させていただいたわけですが、最後のところで、御答弁の中にも、今後もこういった猫の課題解決に向けて、可茂保健所とも協議をしながら取り組んでまいりますということですが、結局可茂保健所と色々な注意喚起、啓発指導ということではあれですけど、最終的に可茂保健所へ連れていくということになると、また譲渡ができればいいですけども、そうでないと殺処分のほうに回ってしまうということもありますので、そういったことを避けるためにも、こういったボランティア団体の方の活動と、町も協働でこういった活動を進めていただけないかなあという思いがございますが、その点についてはどうでしょうか。

議長（高山由行君）

民生部長 小木曾昌文君。

民生部長（小木曾昌文君）

大沢議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほど答弁でも申し上げましたが、やはりいろんなことをしていく、3つの事例の中でも挙げさせていただきましたが、それを実際に捕まえて手術を施す団体なり個人の方がどうしてもやっぱり必要となってきます。

事例でもありましたとおり、例えば可児市なんかですと、そういった団体の方がお見えになるということで、可児市を事例にということをお願いしました。また身近にそういった方がお見えになるという話ですので、そういった方々ともお話をさせていただきながら、本当に殺処分ゼロを目指し、あるいは地域の苦情を解決する意味でも取り組んでいきたいなあというふうに思っていますので、よろしくお願いたします。

[10番議員挙手]

議長（高山由行君）

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

それでは、前向きにお話し合いを進めていただけるといふふうに捉えさせていただきます。

また、今後これからはさらに今までよりも多頭飼いとかが、おうちで飼われる方でも多頭飼いとかが、またお独りで暮らしていらっしゃる方がかわいがっていた猫などが、亡くなられたときに置き去りになってしまうとか、いろいろな課題がまたまたこれからもたくさん増えてくると思いますので、何とかこういったボランティア団体の方との協働を進めていただきたいと思ひます。

本日、このような雨の中ですけれども、このK a m oにゃん会のメンバーさんが伏見の地域で民家のお庭をお借りして、手術をするバスを呼んできて、今日手術を実施されています。御嵩の地域とか、またその伏見ですので近隣の方とか、いたら住宅の子猫とか、いろいろ、やっぱり苦情はというかお話しは来ているそうですので、今日でも 20 匹ほど手術をされているようでございますので、こういった本当に地道な活動を展開していらっしゃる方に対しましての支援をぜひともお願いしたいと思ひまして質問させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで大沢まり子さんの一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（高山由行君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は 12 月 10 日に開会しますので、よろしくお願ひします。

これにて散会いたします。御苦勞さまでございました。

午後 3 時 53 分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 伏 屋 光 幸

署 名 議 員 安 藤 雅 子